

平成26年第4回那須塩原市議会定例会

議事日程（第6号）

平成26年12月8日（月曜日）午前10時開議

- 日程第 1 市政一般質問
 - 4 番 齊藤誠之議員
 - 1. 小規模企業振興基本法、並びに小規模支援法について
 - 2. まちなか創出について
 - 23番 平山啓子議員
 - 1. ボランティア・ポイント制度について
 - 2. 子育て支援の一環としての不育症対策について
 - 3. 女性の希望実る社会にするための取り組みについて
 - 22番 玉野 宏議員
 - 1. 那須地域定住自立圏構想を踏まえた市の将来像について
- 日程第 2 議案第80号～議案第82号の質疑
- 日程第 3 議案第83号、議案第84号、議案第86号及び議案第87号の質疑
- 日程第 4 議案第72号の質疑
- 日程第 5 議案第73号～議案第78号の質疑
- 日程第 6 議案第79号の質疑
- 日程第 7 議案第88号～議案第93号の質疑
- 日程第 8 議報第4号の報告
- 日程第 9 議報第5号の報告
- 日程第10 議案の各常任委員会付託について
- 日程第11 請願・陳情等の関係委員会付託について

出席議員（26名）

1番	藤村由美子	議員	2番	星宏子	議員
3番	相馬剛	議員	4番	齊藤誠之	議員
5番	佐藤一則	議員	6番	鈴木伸彦	議員
7番	櫻田貴久	議員	8番	大野恭男	議員
9番	伊藤豊美	議員	10番	松田寛人	議員
11番	高久好一	議員	12番	鈴木紀	議員
13番	磯飛清	議員	14番	眞壁俊郎	議員
15番	齋藤寿一	議員	16番	君島一郎	議員
17番	吉成伸一	議員	18番	金子哲也	議員
19番	若松東征	議員	20番	山本はるひ	議員
21番	相馬義一	議員	22番	玉野宏	議員
23番	平山啓子	議員	24番	植木弘行	議員
25番	人見菊一	議員	26番	中村芳隆	議員

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

市長	阿久津憲二	副市長	人見寛敏
教育長	大宮司敏夫	企画部長	片桐計幸
企画情報課長	佐藤章	総務部長	和久強
総務課長	赤井清宏	財政課長	八木澤秀
生活環境部長	山崎稔	環境管理課長	舟岡誠
保健福祉部長	松江孝一郎	社会福祉課長	藤田恵子
産業観光部長	藤田輝夫	農務畜産課長	中山雅彦
建設部長	若目田好一	都市計画課長	君島勝
上下水道部長	須藤清隆	水道課長	小仁所滋
教育部長	伴内照和	教育総務課長	小林一恵
会計管理者	大島厚子	選管・監査・ 固定資産評価 ・公平委員会 事務局長	阿美豊
農業委員会 事務局長	田代晴久	西那須野 支所長	熊田一雄
塩原支所長	成瀬充		

本会議に出席した事務局職員

議会議務局長	阿久津	誠	議事課長	白井	一之
課長補佐兼 議事調査係長	増田	健造	議事調査係	人見	栄作
議事調査係	小池	雅之	議事調査係	伊藤	靖

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（中村芳隆議員） おはようございます。
散会前に引き続き、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員は26名であります。

議事日程の報告

議長（中村芳隆議員） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

市政一般質問

議長（中村芳隆議員） 日程第1、市政一般質問を行います。

発言通告者に対し、発言を許します。

齊藤誠之議員

議長（中村芳隆議員） 初めに、4番、齊藤誠之議員。

4番（齊藤誠之議員） 皆さん、おはようございます。議席番号4番、TEAM那須塩原、齊藤誠之です。

執行部の皆様におかれましては、先週4日間一般質問があった中で、大変お疲れかと思いますが、本日、私を含め3名となりますので、元気よく答弁をしていただければと思います。私も前回同様、テンポよく質問していきたいと思いますので、どうぞご協力をお願いいたします。

それでは、市政一般通告書に基づきまして質問

をさせていただきます。

1、小規模企業振興基本法並びに小規模支援法について。

全国385万の中小企業、中でもその9割を占める小規模事業者は、地域の経済や雇用を支える極めて重要な存在であり、経済の好循環を全国津々浦々まで届けていくためには、その活力を最大限に発揮させることが必要不可欠と言われておりますが、小規模事業者は人口減少、高齢化、海外との競争の激化、地域経済の低迷といった構造変化に直面しており、売り上げや事業者数の減少、経営層の高齢化等の課題を抱える中、小規模企業振興基本法及び商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律が成立し、公布されました。

小規模企業振興基本法案は、小規模企業振興に関する施策について総合的かつ計画的に、そして国、地方公共団体、支援機関等は一丸となって戦略的に実施するため、政府が基本計画を閣議決定し、国会に報告するなどの新たな施策体系を構築するものです。

また、小規模支援法案は、半世紀以上にわたり小規模事業者の経営相談に応じてきた商工会及び商工会議所が、市町村や地域の金融機関等と連携して、小規模事業者の意欲ある取り組みを強力に支援するための体制を整備するものとなっております。

本市においても重要な法案であることから、以下の点についてお伺いいたします。

小規模企業振興基本法について、本市の課題並びに今後の取り組みについてお伺いいたします。

小規模支援法について、本市の課題並びに今後の取り組みについてお伺いいたします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員の質

問に対し答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） それでは、1、小規模企業振興基本法並びに小規模支援法について、関連がございますので一括してお答えいたします。

小規模企業振興基本法は、ご質問にあるように小規模事業者の抱える課題に対応し、小規模企業を中心に据えた新たな施策を構築するため、本年6月27日に公布されました。

法の施行により、小規模企業の振興に関して国や地方公共団体、支援機関等、関係者相互の連携及び協力が義務づけられ、国の定める小規模企業振興基本計画に沿って、総合的かつ計画的な小規模企業振興策が講じられることとなります。

小規模企業振興基本計画では大きく4つの目標が設定され、目標ごとに重点施策が示されており、本市においても実施しております金融支援策や創業支援策も本計画の重点施策に位置づけられています。

また、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律、いわゆる小規模支援法は、小規模事業者による事業計画の策定支援、その着実なフォローアップを行う体制を整備するため、本年6月27日に成立し、9月18日に公布されました。

この法律では、小規模事業者が行う事業計画の策定、実施支援のための体制整備、商工会、商工会議所を中核として市町村や地域の金融機関等の関係機関との連携の促進等が位置づけられています。

いずれにしても、これらの法律は、国や地方公共団体、商工会や金融機関等、関係機関の連携や責務などを体系的に整備し、明文化したものでありますので、法の施行により新たな課題が生じることはないと考えております。

次に、今後の取り組みについてでございますが、小規模企業の振興は地域の活性化にも大変重要な要素でございますので、これらの法律に基づき、国の定める小規模企業振興基本計画に沿って、国、県、商工会や金融機関等の関係機関と連携・協力のもと小規模企業の支援を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

4番（齊藤誠之議員） ただいまご答弁いただきました。ありがとうございました。

それでは、1番、2番とも関連がございますので、一括して再質問に入らせていただきます。

ただいまご答弁いただいたとおり、今までの中小企業対策よりもさらにきめ細かく対応できる法案ということで本法案が成立したことは言うまでもございません。

そこで、本市においても中小企業、小規模事業者と呼ばれる企業に関しまして、本市市内の小規模事業者と定義づけられる企業数を教えていただければと思います。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） 本市の小規模事業者の数についてのお尋ねだと思います。

初めに、小規模事業者の定義でございますが、従業員20名以下の事業所を小規模事業者とすることとございまして、本市の小規模事業者の数につきましては平成24年2月に実施いたしました経済センサスの数字によります。それによりますと、総事業所数5,137事業所のうち小規模事業者数は3,977事業所となっております。ウエートとしましては77.4%ということでございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

4番（齊藤誠之議員）本市においても77.4%の小規模事業者と定義づけられる企業がたくさんいるということで、今回に関しましては、さらに詳しくというよりは、少ない人数ですね、そういった定義づけ、5名以下等々も出てきております。企業数に関しましての調査は、多分、今後必要となってくることもありますし、20名以下でも同等な支援が受けられれば問題はないと思いますので、数字に関しましては了解いたしました。

その中で、続きまして商工会等に加入されている事業者が何社あるかわかればお伺いいたします。議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） 商工会のほうに加入されている事業者の数ということでございますが、大変恐縮でございますが、数については掌握しておりません。ただ、現在の商工会の会員の中で小規模事業者の数がどれだけ占めているかというウエートについては数字を押さえております。おおむね9割の方が商工会の会員のうちこの小規模事業者に当たっているというようなことでございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

4番（齊藤誠之議員） ご答弁いただきました。小規模の事業者が会員の中の9割を占めるということで、ここでお伺いした理由としては、9割もいるのであれば大して言うこともないかなとは思ったんですが、その残り1割の問題です、今回の小規模支援法の中で支援されるべき小規模事業者の中でも、昔は加入をしていた商工会に現在は加入していない事業所等もあるのではないかと思ひ、質問させていただきました。もちろん、商工会等に出向けば各種相談に支援員が対応してくれますが、通知や情報に関しましては、商工会員でなけ

れば届かず、知ることができないということも伺ったことがございます。

しかし、今回の両法案に関しましては全事業者に該当するということであり、特に小企業者に光が当たる政策であるということ、まず広めることが必要だと思ったから質問させていただきました。

そこで、次の質問です。本市として、この小規模支援法に関しまして商工会との連携について、どのようにしているかをお伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） 小規模事業者の支援をこの法律を期にどのように進めていくか、それに当たってどのように商工会と連携していくかということでございますが、議員ご案内のとおり、この法律に基づきまして国が定める振興基本計画、これが10月5日の日に要は閣議決定されたばかりだということでございますので、今後につきましては、まずはこの計画の内容というものを精査させていただいて、その上で、何といたしまして商工会というものが窓口になって、そこが主体的に事業を推進していくこととなりますので、そういう中で共通認識を図って、まずは商工会と相談をしながら方針をとって、実効性のある施策をピックアップして支援してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

4番（齊藤誠之議員） ご答弁ありがとうございました。

まさにそのとおりでございます、新しい法案ということで、まだ先駆けて駆け出しかもしれませんが、ぜひ商工の方と綿密に打ち合わせをしていただきまして、事業者にすぐ波及できるように

お願いしたいと思います。

それでは、先ほどの答弁の中で、本市で既に行っていると答弁されていた金融支援策並びに創業支援策の内容をお伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） 既に、私どものほうの市で行っている、まずは金融支援策のほうについてでございますが、こちらにつきましても既にご案内のとおり、まず一番大きなものとしましては中小企業者事業資金の融資というものを実施しております。こちらについては、資金のメニューというのは6種類あるということでございまして、商工業者の設備投資あるいは経営資金の確保というところでお手伝いをさせていただいているということが1つ。

そして、もう一つ、この資金を借り入れるときに保証料というものが発生しますが、その保証料というものを支援させていただいている。これは全額返納されたときに、その保証料全額を、その借りた方にお返しするというような内容でございます。

また、創業支援のほうの内容についてでございますが、こちらにつきましては、那須塩原市の商工会が主催となりまして、創業支援塾というものを開催しております。こちらにつきましては平成23年から開催しているということでございまして、新規の創業者あるいは2次創業者に対して、専門の講師を呼びましてノウハウ等を提供させていただいているという内容でございます。

主な支援策、金融あるいは創業の主なものとしましては、以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

4番（齊藤誠之議員） ご答弁いただきました。

各種のいろいろな融資に関しましても、創業支援

に関しましても既に取りかかっているということで、国のほうで示してある4つの目標と、10の施策の中にもそちらが含まれております。そちらを既に行っているということなので安心いたしました。

それでは、今の金融支援施策のほうに入るとは思うんですが、今回提出されております実施計画の27年度、28年度の実施策の中の活力を創出するまちづくりの中に、24年度から実施している中小企業融資事業についての実績をお伺いいたします。

また、その中で小規模事業者の利用割合がわかればお伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） 中小企業者の融資事業の実績ということのお尋ねだと思います。24年、25年度の実績ということでお答えさせていただきます。

まず、24年度につきましては317件の貸し付けがございました。貸付総額につきましては11億5,074万円となっております。また、平成25年度につきましては427件、貸付額につきましては16億5,258万円ということになっております。この中で、小規模事業者に幾らお貸ししているのかという数字については、先ほどお話ししたとおり6つのメニューということがございまして、その中で小規模事業者というような切り口での数字の整理をしておりませんので、大変申しわけございませんが、把握していないということでご容赦いただければと思います。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

4番（齊藤誠之議員） ご答弁ありがとうございました。貸し付けが24年度から25年度ということで、件数がふえているということで、市に対して

も何らかの支援を求めている企業の実情が浮き彫りになっていると思うんですが、こういった利用割合があるということは、何かしらの情報を得ての利用制度だと思います。もっと利用なされる企業の方がいるかもしれないことを前提に、次の質問に移ります。

ミラサポ、未来を支援するサポートなんですけど、そこに施策マップというものがあっていて、それについての今本市での現状ですね、取り組みをお伺いしたいんですが、お願いします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） ミラサポについてのお尋ねだと思います。

まず、ミラサポって何かということですが、ミラサポについては、中小企業、小規模事業者の未来をサポートするポータルサイトということで、訳してミラサポと呼んでいるということでございます。

内容については、中小企業あるいは小規模事業者に対しましてきめ細かな支援を行うために、中小企業庁がこの10月から開設したホームページだということでございます。インターネットということを通じて各施策について情報発信をしているというところでございます。

その中で、今議員ご指摘の施策マップというメニューがございます。こちらがどんなものになるかといいますと、国や県、市町村等の施策情報を集約しているというのが1つ。あともう一つは、企業同士の情報交換できるコミュニティ機能を有していると、このような2つの機能を有したツールだということでございます。

こちらについては開設して間もないということでございますので、今後、中小企業庁のほうでも機能を充実していくというような方向だとい

とを聞いております。市としましては、この中に市独自の施策あるいは現在やっている施策等を、要は時期を見ながらどんどんアップして、皆さんに情報提供していければというふうに考えております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

4番（齊藤誠之議員） ただいまご答弁いただきました。ご説明もいただきましてありがとうございます。

中小企業と小規模事業者の未来をサポートする中小企業庁からの委託されたサイトということで、今部長のほうから答弁いただきました。この中に、先ほど触れました施策マップの説明がありましたけれども、自分の調べたい情報を探せるといった内容になっております。

ちょっときょうのきょうだったんですが、1つ調べさせていただきました。そして、この状態、ミラサポのリンクですね、バナーを、早いところの自治体では各商工会がもう張られております。そこに飛ぶことによって、ここでまず相談に行けない企業の方が、こういったネット環境があることで調べることによって、自分にも借りられる状態であれば、ぜひ商工会に行ったり、そういったところに相談して、事業を成り立たせるための相談ができるということもできますと思いますので、駆け出しとは思いますが、今回の質問によってもし対応できれば、各商工会に落としていただいて、探させやすい状態で企業が存続できるような体制をつくっていただければと思います。

その中で、1つ、よろず支援拠点というのものも入ってございました。3つの機能を有し、先ほど言われたように、6月2日ですね、各都道府県に順次開設された内容になっております。既存の支援機関では十分に解決できない経営相談に対する総

合的・先進的経営アドバイス、事業の課題に応じた適切なチームの編成を通じた支援、支援機関等との接点がなく、相談先に悩む事業者に対する的確な支援機関等の紹介などと書かれております。

ちなみに、この支援拠点は本県では宇都宮市のみとなっております。こういったものもぜひ、展開がなされるようであれば本市でも対応していただければと思います。

続きまして、このような支援サイトも含めて、今後、この小規模基本法並びに小規模支援法に関する情報の周知方法について、これは市内全域でございますが、どうやっていくのか、最後にお伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） この法律の周知方法、あるいは先ほど来お話ししています振興計画の周知方法についてのお尋ねだと思います。こちらにつきましては、国が定めた振興基本計画の中にも、国、県、市町村、そして商工会あるいは関係機関等が連携してしっかりと周知していきましようというようなお話になっています。そんな中で、市としては、まず何ができるかということですが、先ほど言いましたミラサポを市のホームページにリンクを張るといことなんかは、もう当然できる話ですし、あとは広報紙を活用しながら情報について、こういう法律ができて、こういう支援策を準備していますよといったようなところをしっかりと情報を提供してまいりたいというふうに考えております。同じようなことを当然商工会さんでもやるとしますので、そんなところでの連携も図っていければというふうに考えているところでございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

4番（齊藤誠之議員） 部長のほうからご答弁いただいたとおり、ぜひ周知の徹底を、駆け出しの法案ということで、一番最初に課題はないとはおっしゃったんですが、国から県、県から落ちてきてから対応するというよりは、こういった法律で那須塩原市らしさで先に駆け出しでやっていただきたいと思ひまして、聞かせていただきました。

本法案が成立したことにより、地域の産業を支えてきた事業者の方々にも新たな可能性が出てまいりました。もちろんまちを支えてきた事業者でも、後継者がおられなかったり、それでも長年続けてきたお店を閉店せざるを得なかったりと、悩みは多くあると思ひます。国が示した10月3日に閣議決定された、先ほどご説明ありました本基本計画におきましては、地域経済の活性化に資する4つの目標、10の重点施策を実行し、責任を持って小規模企業対策に取り組む姿勢を明確にしております。

例えば、空き店舗の対策としても、2つ目の目標に新陳代謝の促進などがあり、実現に向けた重点施策には企業創業支援、事業承継、円滑な事業廃止、人材の確保・育成などがあります。先ほども申した企業の最終的な導きを促せるよう、各関係機関と連携をとっていただき、各企業が持続的に続くことが最終的に持続的な発展になると思っております。

本市といたしましても、国の計画を地域の特性に応じた施策として講じ、対応することがあるかもしれません。今までも、これからも、市内にある小規模企業の持続的な発展を維持できるように、今後の行政サービス並びに取り組みに期待をいたしまして、この項の質問を終了させていただきます。

続きまして、2、まちなか創出について。

中心市街地の空洞化あるいは商店街の消滅等が

指摘されるようになり、数年の間に各地で市民による自主的な取り組みによってまちの表情を取り戻すことや、まちのにぎわいを復活させることが試みられています。どの地域の取り組みも、商店街の復活とまではなかなかたどり着かない現状がありますが、国は各種の補助金と新規参入の規制を中心とした多様な商業政策を展開してきました。変わりつつある商店街とまちなかのにぎわいとは何かという考えのもと、西那須野地区を中心にお伺いいたします。

西那須野地区の商店街の現状をお伺いいたします。

西那須野駅周辺の開発の経緯と今後の課題についてお伺いいたします。

過去の西那須野地区においてどのような活性化策がなされてきたのかお伺いいたします。

商店街の衰退をどのように考えているのかお伺いいたします。

まちのにぎわいの創出をどのように考えているのかお伺いいたします。

まちのにぎわい創出のための事業等を関係団体（商工会等）とどのように連携をとってきたのかお伺いいたします。

今後の西那須野地区中心市街地の活性化に関する取り組みについてお伺いいたします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。
議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二） 齊藤議員の質問に順次、から までお答えをさせていただきます。

初めに、西那須野地区の商店街の現状についてですが、西那須野地区には駅西口、五軒町通り、疏水通りの3商店会があります。各商店会ではそれぞれイベントを開催するなど、にぎわいの創出

に取り組んでおりますが、全国の多くの商店街と同様に、経営者の高齢化、後継者不足、大型店舗の郊外進出による来客数の減少などの共通した問題を抱えていると考えられます。

次に、西那須野駅周辺の開発の経緯と今後の課題についてですが、西那須野駅周辺区の開発の経緯につきましては、中心市街地の商業等の活性化と市街地の整備改善を一体的に推進することを目的として、平成14年3月に旧西那須野町で策定した西那須野町中心市街地活性化基本計画等に基づき事業を進めてまいりました。

具体的には、平成17年度から2期、10年間にわたり、旧まちづくり交付金事業を導入して、太夫塚公園整備、駅西口広場の整備、都市計画道路西那須野中央通りなどの整備が完了しております。

また、市道疏水通り線整備事業、あるいは永田保育園改築事業を現在実施しております。

さらに、関連事業といたしまして、西大和地区市街地開発事業の「すすいスクエア アクアス」の整備や、人にやさしいまちづくり事業で、西那須野駅東西連絡通路のエレベーターを設置しております。

県では、西那須野停車場線や西那須野下石上線の道路整備事業等を進めております。

今後の課題といたしましては、市街地の整備改善の成果をいかに個々の商店の売り上げや商店街のにぎわいに結びつけることができるか、また、拠点であるアクアスと周辺の店舗との回遊性の向上、連携強化などが考えられます。

次に、過去の西那須野地区においてどのような活性化策がなされてきたのかについてですが、西那須野地区におきましては、中心市街地の活性化を図るため、西那須野町中小小売商業高度化事業構想、いわゆるTMO構想に基づいて設立した株式会社まちづくりにしなすのが中心となって、

まちづくり活動推進事業、あるいは地域創造支援事業に取り組んでまいりました。

次に、商店街の衰退をどのように考えているかですが、商店街の衰退は地域の活力や住民の生活に少なからず影響を及ぼすものがあると考えております。

商店街が衰退する主な原因としては、大規模店舗の郊外への進出等による外部的なもの、経営者の高齢化や後継者不足等に起因する内部的なものが考えられます。このうち外部的要因への対応としては、商工会等による経営改善指導、研修等が実施されておりますが、内部的要因については、個々の事情によるところが大きいため、対応に大変苦慮している現状にあります。

次に、番のまちのにぎわいの創出をどのように考えているかについてですが、まちのにぎわいは地域活性化の重要な要素であると認識しております。これまでも関係団体等との連携のもと、さまざまな施策を展開してまいりましたが、各店舗や商店街の魅力の積み重ねこそが町のにぎわい創出の原動力であると考えております。

次に、のまちのにぎわい創出のための事業等を関係団体とどのように連携をとってきたのかについてもお答えいたしますが、まちのにぎわい創出、地域の活性化を図るため、これまで中心市街地活性化事業を初めとするハード事業やまちづくり活動推進事業等のソフト事業として、店舗経営者を対象にした経営相談や育成支援、イベント支援などを商工会や株式会社まちづくりにしなすの等と連携して取り組んでまいりました。

次に、の今後の西那須野地区中心市街地の活性化に関する取り組みについてですが、中心市街地の活性化には日常的な来街者や商店等の売り上げの増加が不可欠でありますので、これまでの活動に加え、個々の店舗の魅力の向上や魅力を伝え

る仕組みづくりなどを強化していく必要があると考えております。

西那須野地区では、都市再生整備計画事業も大詰めを迎えていることから、きれいに整備された道路や町並みを有効に活用したにぎわいづくりについて、関係団体と検討していきたいと考えております。

第1回の答弁とします。

議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

4番（齊藤誠之議員） 市長、ご答弁ありがとうございました。

それでは、関連性がございまして、一括して再質問に入らせていただきます。

ただいまご答弁をいただきました。確かに各店舗に焦点を当てますと問題が生じている件もありますが、3商店街がそれぞれの特色を生かしてさまざまな企業を巻き込みイベントを開催しているのは、私も承知しております。

その商店街の催すイベントにはたくさんの来場者があり、ソフト事業の充実としては今後も発展していくと考えております。

問題は、そこに加わっていただく企業の賛同です。みずからの地域を元気にするためにも、各商店街並びに地域の企業を巻き込み、商店街の元気を発信し続けていくことが、各お店でいかに売り上げやにぎわいに結びつけることができる、そういった事業の持続的な発展とつながることになると思っておりますので、引き続き支援のほうをよろしく願いたいと思います。

続きまして、の再質問でございましてけれども、先ほどの事業の説明を聞きました。10年間という長い年月をかけて整備を進めてきた本事業についてですが、本年度で間もなく終了になると思うのですが、西那須野駅西地区都市再生整備計画の全体事業についてお伺いいたします。

また、今年度予定している事後評価の進捗状況についてお問い合わせいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（若目田好一） それでは、西那須野駅西地区の都市再生整備計画の全体事業費と事後評価についてお答えいたします。

西那須野駅西地区都市再生整備計画事業につきましては、ただいま答弁がありましたように、合併直後の平成17年度から平成21年度までの第1期事業としまして、太夫塚公園の整備、駅西口広場の整備、それと都市計画道路西那須野中央通りの整備、またその他市道の整備などを行いまして、約58億円の事業費となっております。

この第1期事業に続きまして、平成22年度から最終年度である今年度までの第2期事業では、市道疏水通り線の整備や永田保育園の整備などで約14億円となっております、この第1期事業と第2期事業を合わせますと、市の事業としまして、10年間で72億円をかけた大変大きな大型事業となっております。

また、先ほどの答弁にもありましたが、本計画の事業と関連しまして、そすいスクウェア アクアスの整備に約18億円、県事業でございますが、県道西那須野停車場線、それと西那須野下石上線の整備が約24億円でございます、市の事業と合わせますと総額で110億円を超える非常に大きな事業でございます。

次に、本事業の事後評価でございますが、事後評価につきましては、これらの整備における実施過程の評価、それと数値目標として掲げております各指標の達成状況の評価を外部の委員を選出しまして評価委員会を設置して行うものでございます。

今年度予定をしておりましたこの事後評価につ

きましては、事後評価書の作成に係る業務委託を10月に発注いたしました、市道疏水通り線の整備事業が来年度、平成27年度にずれこむ見込みであることから、事後評価の時期が事業完了後速やかに行えばよいというふうに変わったことから、第2期事業の事後評価につきましては、平成27年度に行うこととしたいというふうを考えております。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

4番（齊藤誠之議員） 部長、ご答弁ありがとうございました。

10年間をかけて大きな予算を使ってきた、事業費を使ってきたということですが、中心市街地の活性化はまちなかの人のみならず、地域の住む人に希望を与える重要な施策であったことには間違いありません。そのハード整備に対してさまざまな事業が行われてきて、完遂しようとしております。多額の事業費を投じて行われた整備です。27年度にずれ込む事業もあると言われておりましたが、これらの西那須野地区の市街地整備改善の成果が、当時に定めた目標の定量化の指標の値を達成できるように、そして、それを生かし続けていくことがこの地域の次なる課題であると考えております。

また、ご答弁にありました事後評価におきましても、本来であれば年度末に向けての掲出ということが1年ずれ込むということでした。昨年度質問させていただきまして答弁いただいたとおり、変わらない目標であれば、今回はリノベーション事業の計画ということで4つの資料が挙がっておりまして、地区内の歩行者数、地区内の空き店舗数、イベントの回数等の使用を評価するということで、21年度に設定した数値より26年度の数値は、全ての項目においてそれを超える設定となってい

ます。

地方都市リノベーション事業として整備する保育園整備の待機児童の減少の達成はクリアするとしても、それ以外の3項目については、今後にとっても重要な指標になってくると思っております。調査の日程等もありますが、ぜひ歩行者数に関しましては、昨年度も申しましたが、天気などに左右されないような状況をお願いいたします。

また、目標数値を継続維持、またはそれ以上の成果を出すためには、生じた不足に対してのフォローアップ、こちらにも必要と書いてありました。ぜひそれを達成し続けるための努力を関連団体との協力のもとで実施していただきたいと思っております。

そこで、もう一つ、答弁の中で今後の課題として、拠点であるアクアス周辺の店舗と回遊性の向上の連携・強化の対策と申されておりました。それについてお伺いできればと思います。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） アクアスの拠点との回遊性の向上ということでございますが、こちらにつきましても継続して、まちづくりの一つのテーマとして今議論しているところでございます。具体的な事業ということで、まずは、この拠点に人を集めるということが第一義的なところとしてあるんだと思います。そこからいかに各個店のほうに派生していくかというようなことが重要になると思います。

そういうことからしますと、今現在も、さまざまなイベント等を拠点となるアクアスで実施しているということでございます。まずはそんなところから始めまして、そこからおのおの各個店のほうに波及していく、そんなような、要は道筋というものを今後の中でさらに検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

4番（齊藤誠之議員） 人を集める、そこから波及していくという部長の答弁がありましたけれども、回遊性の向上ということで、先ほどもちょっと使わせていただきました資料の報告書のほうには、後継者不足による商店街の継続や商業拠点である再開発のビルからの誘客を図る商店街のさらなる体制づくりが必要であるという課題が書かれておりました。今おっしゃったとおり、人を集めること、そしてこのTMO構想から始まった中心市街地の活性化を含めての大目標である「歩いて生活を楽しめるまち西那須野」、これを実現し、維持できるように、これからも対策と支援をしていただきたいと思っております。

続きまして、1番の商店街の衰退をどのように考えているかということなんですが、1番目に質問させていただきました小規模企業支援の制度を利用して新たな循環をつくるための手法を告知していただきまして、大型店に負けない強い商店街に近づけるためにも、これ以上の衰退をとめることが大切だと思いますので、行政サイドのまずはリードで対策に乗り出していただければと、こちらには要望とさせていただきます。

続きまして、2番、3番についての関連なんですが、にぎわいの創出並びにその事業を関係団体とどのように連携ということに関しまして、昨年度のソフト事業の内容についての実績をお伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） 昨年度のまちづくりに関するイベントについてのお尋ねだと思います。

主だったものをちょっとご説明させていただきたいと思っております。

まずは、感謝祭、そして納涼祭、さらにはそすいまつり、花市、駅西祭、そすいスクエア4周年記念イベントに加えまして、ちょいのみ酒場テント村というものを駅の西口広場でやったということでございます。こういうイベントを、市民を巻き込む形の中で実施することによりまして1万4,000の集客を見たというようなところでございます。

実績については、以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

4番（齊藤誠之議員） ありがとうございます。ちょっと早口で、拾うのが大変だったんですが、昨年度もこの質問をさせていただきまして、もっと数があったんですが、多分、これ一部、商工会と商店街等を入れればもっとあると思うんです。先ほども何度も使わせていただいている資料のリノベーション計画書の目標定量化する指標に関しましては、イベントの回数が10回ということをつけてあるはずなので、この辺が達成できないとなると、フォローアップの対象になる。ましてや忙しい中でも何かやってくれというような変な、ぎくしゃくした関係ができてしまうと思いますので、商店街の人もたくさん事業をやっていると思います。ぜひ把握していただいて、数に関しましては達成していただき、そして、そのまちなかの報告書に対してしっかりと結果が出るように、そして行政サイドといたしましては、ソフトの事業に関しましても、大きい、小さいにかかわらずしっかりと把握していただきたいと思います。

各商工団体、商店街も含めまして、全てをひっくめて西那須野地区の中心市街地活性化を目指しております。その中で、自分たちの地域に関しまして、こういった自分の店舗を抱えながら、いろいろなまちづくりに寄与するために各種お祭りを開催しているそういった人たちがいる中で最

後の再質問となってしまうんですが、今後のまちのにぎわいの創出のために、商工会あるいは商店会等と今後どのように連携をとって、行政として取り組んでいくのか、今後の部長のお考えをお聞きしたいと思います。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） 今後のにぎわいの創出についてということのお尋ねだと思います。

最初の答弁で市長のほうがお答え申し上げましたが、まずは西那須野地区の中心市街地の整備については、平成13年度の中心市街地活性化基本計画の策定というところから始まりまして、今現在もまちづくりが当然進行しているということでございます。そういうことから見ますと、多くの歳月の中に多くの人々がかかわる形で今の現状は来ているということだと思います。

今後は、最初の答弁にありましたように、そのきれいに整備された道路あるいは町並み、そういうことでしっかりと回遊性もできるような条件ができた。あとはアクセスも良好になったということでございますので、今後につきましては、今議員がおっしゃられた、いわゆるにぎわいをいかに創出していくかということが我々に与えられたまたもう一つのテーマなのかなというふうに考えているところでございます。

そういうものをしっかりと実現していくためには、今度はやっぱり商店会の皆さん、そこがきちっと主体になっていただいて、やはり訪れるのは市民の皆さんですから、市民の皆さんとしっかりとスクラムを組んでいただいた中で、どういうことが大切なのかということもきちっとらまえられる、そんなような取り組みというものを、市も一緒になりながらまずやっていきたいというふうに考えております。

そんな中で、きちっと今後、にぎわいを創出するためのテーマというものを把握した中で、その実現に向けて、まさに協働の精神で今後立ち向かっていかなければならないというふうに思っているところがございます。

そんなことからいたしまして、今後とも継続しまして、まちづくり西那須野あるいは商工会との連携を一層強化しながら、しっかりとしたにぎわいの創出に向けて一步一步着実に進んでまいりたいというふうに考えているところがございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 4番、齊藤誠之議員。

4番（齊藤誠之議員） 部長、ご答弁ありがとうございます。

確かに、整備のほうをしっかりといただきまして、次はその状態をお渡ししたときに、その地域を守る人たちがどう生かすか、その後の継続性ですね、その辺の訴えはしっかりと響きました。渡しただけだと、確かにそれだけにはなってしまうんですが、一番最後に、協働として行政としてもしっかりかかわっていくというお言葉をいただけたので、とても安心いたしました。

今後のまちづくりに関しまして、西那須野地区は10年の歳月がかかったということなので、そこに対してそれだけかかったということの事実を知りながら、今後のまちづくりのために全ては行ってきたものと、そういったものを周知できるように、私も地元の方に説明をして、やってありきの整備ではなかった、この先があるからやった整備だということも伝えていって、商店街の活性化に私も寄与していきたいと思えます。

西那須野市街地活性化政策として10年の歳月をかけて、この西那須野地域は大きな変貌を遂げようとしております。地域に暮らす人々がまちなかに愛着を持ち、商店街と呼ばれる昔ながらのさま

ざまなお店が集まる場所で買い物をする、先ほど小規模企業の中身の部分にも書かれておるのですが、フェイス・ツー・フェイス、人が見える商売が基本であり、大手ではまねができない温かみがあります。そういった慣習を守り未来へつないでいく、そのために一つ一つのソフト事業と呼ばれる事業を展開する、その気持ちを持ってまちづくりに取り組んでいくことがこれから必要であると考えております。

ハード整備が整えば、それを生かす各商店街の活躍あるいは各種団体によるソフト事業、これらがうまくミックスすることでまちなかのにぎわいを創出していきます。行政としてもさまざまな補助等を行うことで、たくさんの団体にまちなかのイベント等を行っていただき、商工会と商店会との連携を図っていただきたいと思います。

先週、皆さん、先輩議員の中でも取り上げられていた黒磯駅周辺地区都市再生整備計画の市民の関心は高く、行政と市民のさまざまな取り組みが行われ、その意思に基づいて計画を実行していくことで、協働でつくり上げられる都市整備となっていくことだと思います。

西那須野地区は逆に整備が終了する。この西那須野地区には次なるステージが始まっています。ハード整備を生かしたまちづくり、にぎわいの創出の持続であり、継続する、そのことでございます。地域の人々で自分たちの住む地域を活性化し続けるという思いを持つこと、まちなかで経営する商店街の各店舗をさまざまな研修を通して強いものにすること、また連携できる他団体とのソフト事業を今後も実施し、安定した経営を目指す一つのツールとしてもらい、かわりを持つこと。こうした取り組みで、各商店会にも積極的に参加していただき、関係者のコミュニティの醸成を図ることで、より一体感のあるこの西那須野地域が

活性化し、にぎわいの創出が図られるのではない
でしょうか。

商店街や商工会、そして関係諸団体と、まちな
かで事業を行う団体はたくさんあります。ぜひ、
そこに行政としてできるコーディネートを確立し、
市民も巻き込んだ協働のまちづくりが今後も続き、
市民みんなでつくり上げる西那須野地区の活性化
にぜひ寄与していただくことを要望といたしまし
て、私の一般質問を終了させていただきます。

ありがとうございました。

議長（中村芳隆議員） 以上で4番、齊藤誠之議
員の市政一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

議長（中村芳隆議員） 休憩前に引き続き会議を
開きます。

平山啓子議員

議長（中村芳隆議員） 次に、23番、平山啓子議
員。

23番（平山啓子議員） 改めまして、皆様こん
にちは。公明クラブ、平山啓子でございます。一
般質問をさせていただきます。

今回は3項目ほど質問させていただきます。

まず、1項目め、ボランティア・ポイント制度
についてお伺いいたします。

各地の自治体では、支え合う市民の力を生かせ
る地域づくりに向け、ボランティアによる地域へ
の貢献を評価し、その活動に報いるためのボラン

ティア・ポイント制度を取り入れ、地域福祉活動
のすそ野を広げる取り組みがなされているところ
です。

これまでも何度か一般質問をさせていただき
ましたが、再度お伺いするものです。

ボランティア・ポイント制度活用に向けてど
のようなご検討がなされたかお伺いいたします。

ボランティア・ポイント制度と同じ仕組みで、
対象を介護分野に限った介護支援ボランティアに
ついてのご検討をお伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員の質
問に対し答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二） 平山議員の質問に順次お答
えいたします。

答えの前に、今ふと思いついたんですが、2週
間前に東大の月尾教授が講演で文化会館をお邪魔
された折に私懇談をしたんですが、講演内容とは
全く違って、「市長さん、私はぜひ東京を離れた
い、夫婦で」と。なぜ離れたいか。これは、東京
にいと特老ホームあるいは有料老人ホームにつ
いても、特老は1,000人、2,000人待ちはもう一般
的な話、それから有料につきましては、夫婦で入
るんでもう保証金も、ちょっとしたところを選ぶ
と2人だと1,000万、毎月60万がかかっちゃう。そ
れで、自分の父親が地方で大変お世話になって、
このボランティア制度なんですよ。空きもあるし、
それからそのソフトの面が非常によく、そうい
うことで東京を離れたいと。こういうことがきの
うの新聞にも一面に。ああ、これ社会現象になっ
ているんだなと。こういうことを強く感じながら、
ぜひ答弁をさせていただきたいと思います。

このボランティア・ポイント制度についてです
が、1と2関連がありますので、一括してお答え
いたします。

ボランティアには災害、障害者、子育て、介護などさまざまな分野で考えられておりますが、その中でも特に介護の分野は今後ますますボランティアの必要性が高まってくるものと考えられております。

そこで、まずは介護分野に限ったボランティア・ポイント制度について、昨年度から高齢者福祉事業に関する市民懇談会及び介護保険運営協議会において、市民の方々のご意見をいただきながら検討を進めてまいりました。その結果、現在策定中の第6期の高齢者福祉計画の中に介護支援ボランティア・ポイント制度の導入について盛り込んでいきたいと思っております。

今後は、制度の具体的な内容について検討を進め、第6期計画期間のできるだけ早い時期に導入を図ってまいりよう取り組んでまいります。

また、介護以外の分野のボランティア・ポイント制度については、介護支援ボランティアの運用状況を見ながら、制度化が可能かどうかを見きわめながら、これについても検討も進めたいと思っております。

第1回の答弁にかえます。

議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

23番（平山啓子議員） ご丁寧なご答弁ありがとうございます。

高齢期を元気で、健康で過ごすための具体的な方法の一つとして、高齢者が介護支援などのボランティア活動に参加することに現在スポットが当たっております。ボランティアをすることで世の中の役に立っていると生きがいを感じ、それが心身の健康の増進につながり、介護予防にも役立つとの指摘が多い。こうした中で、介護支援ボランティア制度を実施する市町村が徐々にふえていくところですので。

まず、その前に、普通の介護支援に限らず、ボ

ランティアのポイント制度を導入している市町村を二、三ご紹介させていただきたいと思っております。

本市と同じく10万の人口の都市の岐阜県の可児市の例です。やはり少子高齢化が急速に進む可児市は、社会保障制度の増大によって、今後、子育て支援や高齢者支援といったこれまでの行政サービスを維持することが困難になると予想されております。

一方、ここは名古屋のベッドタウンとして発展してきた背景から、さまざまな経験を持つ人材が豊富で、地域のボランティア活動も活発に行われているということです。ボランティアのポイント制度と地域通貨を組み合わせ、地域の支え合いの仕組みづくりと地域経済の活性化を同時に図る社会貢献システムを策定したそうです。3年間のモデル事業として、ことしの4月からスタートいたしました。

内容としては、ボランティアをすると実績に応じてポイントがたまり、それを地域通貨、ここでは可児市ですから、Kマネーというふうに呼んでいるかと思っております。有効期間が1年ということなんですけれども、この可児市が市内の協力店で商品やサービスの購入に使用できるとしております。対象は、本の読み聞かせや防犯パトロール、これは子育て世代の安心づくりを目的としたボランティア、また家庭内の困り事支援、移動支援、これは高齢者の安心づくりを目的とした。この2つを目的としたことに対象を絞って、市の社会福祉協議会においてボランティアを登録をし、ボランティア・ポイント手帳をいただいて、1時間1ポイント、1枚のポイントシールを張ると言われております。これを1年間貯めてポイント支援の交換の申請をすると、10ポイントでKマネーが1枚（1,000円券）がいただけるそうです。

利用の相手は、やはり協力店、スーパー、コン

ピニ、レストラン、ガソリンスタンド、クリーニング店など256店舗に及ぶとっております。現在登録者は300人、本年度中に400人を見込むとっております。

この社会貢献システムで、これをきっかけとしてボランティアをする人をふやす、また、このKマナーが市民全体に親しまれ、まちづくりに活用できるようにと、将来はこのKマナーの販売も考えているという可児市の例を挙げてみました。

また、大都市の千葉県市川市、47万都市です。これもやはりボランティア活動がエコロジー活動でポイントが付与される市川エコポカードというのを発行しているそうです。河川掃除や安全パトロール、アルミ缶回収などにポイントが付与されているとっております。

また、福井県では、対象年齢や対象活動が限られていなく、県民であれば誰でも参加できる。これは県の取り組みですけれども、誰でも参加できるのが特徴とされております。ボランティア活動をした県民にはカードにスタンプを押す形で、1回1ポイントを交付、10ポイントで県内施設の無料入場券を付与し、ボランティア活動を始めるきっかけ、励みとしてボランティア、ポイント制度を導入している。県民の参加率が徐々に向上していると、このような例を挙げさせていただきました。

ボランティアの介護に限った介護支援ボランティア制度は、2007年に東京都の稲城市が全国に先駆けてスタートしました。導入を決めたのは高齢者人口の増加に伴って介護保険料が高騰したのがきっかけです。高齢者の社会参加を促し、介護予防を推進することで介護給付費などの抑制を目指し、全国の多くの自治体で導入され、さらに広がり始めております。鹿児島県の霧島市や愛知県津島市、また大都会の横浜市でも取り組んでおり

ます。

ただいまのご答弁で、まずは介護分野に限ったボランティア・ポイント制度導入に向けて検討を進めてきたとお伺いいたしました。高齢者福祉事業に関する市民懇談会、介護保険運営協議会においてどのようなご意見があったのかお伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） ただいま第6期の後期高齢者福祉計画等の計画策定の中で、高齢者福祉事業に関する市民懇談会あるいは介護保険運営協議会、こちら辺で意見を聞きながら計画を練ってきているところでございますけれども、それに関しまして介護ボランティア制度の導入というものに具体的にどのような意見があったかということでご質問いただいたところでございます。

私、何度かこの会合に参加させていただいておりますけれども、私が参加した限りにおきましては、介護ボランティアに関するご意見をいただいたことはございません。それから、その前の年度等の中の資料も見せていただいた部分の中では、介護ボランティアにちょっと、私の記憶の問題もございまして、特に今ご披露するような意見はございません。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

23番（平山啓子議員） わかりました。

また、策定中の第6期の高齢者福祉計画の中に織り込むとお伺いいたしました。具体的な内容についてご検討された部分があれば、教えていただけるならばお伺いしたいと思います。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） 現在、第6期の高

齢者福祉計画につきましてはパブリックコメント実施中というところでございます。その中には、新規の事業といたしまして、介護支援ボランティア・ポイント制度の導入ということは項目として掲げてございます。その具体的な中身につきましては、先ほど市長から答弁申し上げたとおり今後検討ということでございますけれども、今ここで具体的に、こういう事業をやるよとか、範囲はこうだよとか、やったことに対するポイントはこうだよというところで答弁申し上げる点はまだないと。検討中というところでご理解いただければと思います。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

23番（平山啓子議員） 第6期の計画期間のできるだけ早い時期に導入とお伺いいたしましたけれども、いつごろを一応目標にしているのか、お伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） 第6期の中の何年度から、具体的に言えばそういうご質問かと思えます。市長の答弁からも、できるだけ早い時期にというような答弁を申し上げたところでございますけれども、まさに検討中ございまして、できる限り早い時期にというところでございますけれども、具体的に目標を今設定しているところはありません。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

23番（平山啓子議員） この介護支援のボランティア制度に向けて、いよいよ第一歩を踏み出しました。第二歩、第三歩と続くであります。高齢者の生きがいづくりの場となるように、本市独特の制度となるようご期待をするものです。

2項目めに移ります。

子育て支援の一環としての不育症対策についてお伺いいたします。

妊娠しても流産や死産、新生児死亡を繰り返して、結果的に子どもを持っていない場合を不育症と呼びます。

調査では、妊娠した女性の2%から5%程度と言われております。不育症の人が全体の5%とすると、1年間に1,000人の赤ちゃんが生まれる本市では、年間約50人の赤ちゃんが不育症のために生まれることができない計算になります。これは、決して少なくはないと思います。

まだ認知度が低い不育症という病気を市民に周知させることについてお伺いいたします。

高額な治療費を伴う不育症への経済的支援についてお伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員の質問に対し答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） それでは、2の子育て支援の一環としての不育症対策につきまして順次お答えを申し上げます。

まず最初に、 のまだ認知度が低い不育症という病気を市民に周知させることについてお答えをいたします。

現在、市のホームページに不育症についての相談に関する情報を掲載してございます。

次に、 の高額な治療費を伴う不育症への経済的支援についてお答えいたします。

不育症治療につきましては、原因がはっきりしているものについては保険適用となります。保険適用外につきましては、原因が不明で効果的な治療法が確立されていないケースが多いことから、現在のところ市といたしまして公費負担を行う考えはございません。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

23番（平山啓子議員） 私たち議員は、たとえ一握りの市民の意見、要望であっても、その市民の声に耳を傾け、現場に足を運び、議会に市民の声を届け、そのお答えをお伝えし、政策実現に向けて努力していくことが大切なことと考えております。そのような思いで、今回この不育症、3度目の質問となりました。

ただいまご答弁で、市のホームページで情報を提供しているとお伺いいたしましたが、ホームページを見られない人のためにも、市の広報紙に特集を組んで、市民の皆様にも不育症という病気を知っていただくということはいかがでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） 今、不育症につきまして広報で特集を組んでと、そういう広報をしたらどうかというようなご提案を兼ねたご質問をいただいたところかと思えます。

確かに、現在ホームページでやってございまして、ホームページではそういう情報を取得することができないという方も当然いらっしゃるの事実かと思えます。ただ、多く不育症ということでお悩みの方というのは当然若い世代の方でございますので、ホームページを見られない方というのは絶対いないのかと申されれば、そういうことはない、いる可能性はあるかと思えますけれども、比較的、ホームページ等、インターネット等には明るい方が多いのかなと思うところでございます。

一方、方法につきましては、お知らせする事案が大変多くある中でございまして、不育症につきまして私どもでどのような広報ができるのか、現時点ではっきりしたことを申し上げられませんが、そういうご提案をいただいたということ

で理解をするということで答弁にさせていただければと思います。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

23番（平山啓子議員） 確かに、不育症でお悩みの方は若い女性に限られますけれども、その若い女性の周りには、やはりその親も、ご主人も、ご親戚の方もいると思えますね。その周知することによって不育症の患者本人を救うだけではなくて、その家族や友人など周りの方にも情報を得て、患者への接し方などのヒントになればいいと思っております。

また、周知の方法として、母子手帳を配るとき資料の中に、母子手帳への記載はできないでしょうか。例えば流産や不育症の情報も入れてはどうでしょうか。

これは例ですけれども、母子手帳の中に流産についてとか、2回流産を繰り返したら不育症かもしれないよとか、不育症の検査や治療のできる病院の紹介、カウンセリングの窓口の紹介などを記載してはいかがでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） ただいま母子手帳に不育症についての情報を入れることはどうかということでご提案をいただいたところかと思えます。母子手帳にそのような情報を入れることがどうなのか、ちょっとここで申し上げられないという状況でございます。その点につきまして、事前にちょっと担当との詰めもしていない状況でございますので、ちょっと担当とそこら辺については話し合いをして、調査したいというふうに思います。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

23番（平山啓子議員） この母子手帳への記載をぜひご検討していただきたいと思います。

不妊症は、専門医の調査では、妊娠した女性の2%から5%程度と言われております。母子におきましても、先ほど第1回目の質問で申し上げましたけれども、年間1,000人の新しい生命が誕生の届け出があります。そのうち5%、50人の生命が不妊症のために生まれてくることができません。しかし、専門医に診てもらくと、適切な治療を受ければ最終的には85%の方が出産できると言われております。

厚生労働省の調査によりますと、16人に1人の割合で不妊症と診断されております。それは治療には一体どのぐらいの費用がかかるのでしょうか。治療、出産にかかる費用は病状によっても異なりますけれども、数十万から100万を超える場合もあると聞いております。検査費また治療費がほとんど保険適用外のために精神的負担、あわせて経済的負担が問題視されております。こうした国に先駆けて独自の財源で助成制度を設けている自治体がふえ続けているのも現状です。子育て支援も本当に重要、必要です。

また一方では、産みたくても産めない人の声にも耳を傾け、目を向ける必要があるのではないのでしょうか。

不妊症の患者に助成金を出すこと、あくまでもこの助成金はいろいろな条件がつくでしょう。また、この助成金を出すことによって少子化対策、定住促進にもつながると思いますけれども、お伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） 最初の答弁で不妊症治療への経済的支援ということにつきまして、現時点におきましては、公費を使って負担を行う

というような考えはないというふうにお答えしたところでございます。そのことの繰り返しで大変申しわけないところでございますけれども、現時点においてはそのような考えを持っていないというところでございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

23番（平山啓子議員） ありがとうございます。

今後、こういう患者さんもふえてくるということを見越しまして、さらなるご検討を強く要望いたします。

3項目めの質問に移ります。

女性の希望実る社会にするための取り組みについてお伺いいたします。

政府は、女性活躍推進法案の中で、2020年までに指導的地位に占める女性の割合を30%に引き上げる目標を掲げ、女性登用に関する目標設定を地方自治体にも求めようとしているところです。女性の活躍を推進することは、日本、地域の未来を大きく左右することから、以下についてお伺いいたします。

本市の女性管理者の割合は、4月1日現在で8.5%の6人と聞いております。今後の目標と取り組みをお伺いいたします。

男女雇用機会均等法の施行から約30年がたちました。育休切りや雇いどめなど、マタニティーハラスメント（マタハラ）を受ける女性が後を絶たない現在の状況について、市の考えと対策をお伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員の質問に対し答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強） 3の女性の希望実る社会にするための取り組みについてお答えいたします。

まず初めに、 の女性管理職の割合の今後の目標と取り組みについてお答えいたします。

本市といたしましても、男女共同参画行動計画におきまして、能力のある女性職員については積極的に管理職に登用し、方針決定過程の参画の推進を図るとしているところでございます。

現在、女性管理職の割合については、具体的な数値目標については設定しておりませんが、女性管理職の割合をふやすための取り組みといたしまして、各種研修を実施しているところでございます。

今年度につきましては、本市としまして、初めて女性の幹部候補生を養成することを目的に、係長の職にありますが女性職員1名を自治大学校での研修に参加させたほか、市独自の研修としまして、次期管理職候補となる副主幹、これは大体、係長特級というようなこととなりますが、の職にある職員を対象にしまして、管理職養成研修を実施したところでございます。

今後も、引き続きその割合が増加するよう努めてまいりたいと考えております。

なお、女性管理職の積極的な登用に努めていく一方で、管理職の登用に当たりましては、組織パフォーマンスの向上を図る観点から、男性、女性を問わず、その意欲あるいは能力、実績に基づき、適材適所の配置に努めていくことを基本としております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 企画部長。

企画部長（片桐計幸） 次に、私から、 のマタニティーハラスメントを受ける女性が後を絶たない現在の状況について、市の考えと対策についてお答えをいたします。

マタニティーハラスメントについては、男女雇用機会均等法で、婚姻、妊娠、出産等を理由とす

る不利益扱いを禁止しております。しかしながら、日本労働組合総連合会が本年5月に行った意識調査によりますと、およそ4人に1人がマタハラ被害を受けたと答えております。

本市の実態については把握しておりませんが、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントなどともに、マタニティーハラスメントについても意識啓発を広めていく必要があると考えております。

また、今後、女性の活躍を推進していくためには、ワークライフバランスについての理解も重要でありますので、企業等へ向けての意識啓発についても、引き続き取り組んでまいります。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

23番（平山啓子議員） それでは、再質問させていただきます。

まず、 の女性管理者の割合なんですけれども、県の男女共同参画に関する年次報告がこの前出ていました。それによりますと、ことしの4月1日現在の県内25市町の職員の管理職に占める女性の割合は9.0%で、2013年度の全国市町村平均12.2%を下回ったと出ておりました。

女性管理職がない3市町、真岡市、那須烏山市、野木町があります。また一方では、小山市は管理職が18人に上り、その市町により大きな差が生じているところです。

具体的な数値目標は設定していないということではありますが、数にとられるわけではないと思いますが、目標を決めるということも大事ではないでしょうか。

本市は、4月1日現在8.5%の6人と出ておりました。そうすると、政府が決めている2020年の30%では、数の上からは約20人になります。あと6年間ありますけれども、この6年間の間に、数

にはとらわれないとは言いますが、やはりこの数値に向かったの目標は大事だと思うんですけども、年次目標などはありますでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長（和久 強） 女性管理職登用の目標というふうなご質問でございますけれども、先ほど答弁差し上げましたとおり、目標の数値は持ってございません。確かに、2020年というようなことで大きな目標というようなことのお話もございました。ただ、考えますと、なかなか実際は厳しいのかなというふうな感じがいたしております。

と申しますのは、20年までということになりますと、あと6年間というようなことになりますので、54歳以下の女性をそれだけ登用しなくちゃならないというふうなことになりますと、ちょっと手元に詳しい資料はございませんけれども、現在係長職にある女性職員ですね、これはほとんど課長職員というふうなことになるかと思えますし、そんなところからすると30%というのは非常に厳しいのかなというふうなことでございますけれども、そんな中で、やはり職員構成、各年代において女性職員の数にもばらつきがございます。議員ご指摘のような年次的なところというふうなものにつきましては、明確な基準は定めないにしても、ある程度の考えを持ちながら今後進めていきたいというふうに考えております。

議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

23番（平山啓子議員） ありがとうございます。

また、先ほどのご答弁の中で、本年度初めて、その幹部候補生を養成する目的で係長職の女性職員1名を自治体で研修に参加されたというふうに今伺いたしました。これは、その1名に選んだ理由というのは、何かかの中の1名か、もともと1名を選んだのか伺いたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強） この那須塩原市になりましたから、実は自治大学校自体への研修に行かせたというのは初めてのことでございまして、そんなところもありまして、実は今回につきましては、私どものほうから指名をさせていただいたというふうなことでございまして、初めてのことでありますので様子を見まして、今後進めていきたいというふうに考えております。

議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

23番（平山啓子議員） ありがとうございます。

その研修というのは、何カ月間とか、そういう期間があるのでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強） これはインターネットを使いまして数カ月間にわたり自宅なりで勉強しまして、それが終わりましたから、たしか2週間程度、実際その自治大学校のほうに行きましてスクリーニングを受けるというふうな中身でございます。

議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

23番（平山啓子議員） ありがとうございます。

また、市独自の研修として、次期管理職候補生ということで、管理職養成研修を実施とありましたが、その内容をお伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強） 管理職になるための事前の研修として位置づけております。

中身につきましては、やはり管理職に求められるものは何かというふうなことで、リーダーシップであるとか、コミュニケーションであるとか、そういうふうな、先ほど申し上げましたように管

理職として必要な資質、その研修の内容となっております。

議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

23番（平山啓子議員） これは何名ぐらいなんでしょうか。何名の方が、人数。実施された人数は何人ぐらいでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強） この研修につきましては、隔年実施をしております、女性の割合ですと今年度ですと66名のうち16名というふうな中身になってございます。

議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

23番（平山啓子議員） ありがとうございます。

ここで元気になる記事の一つご紹介いたします。

これは他県の話なんですけれども、女性活躍の前身県として、今、高知県が目ざされているといえます。そのきっかけになったのは内閣府の女性の活躍度を図る指標があるそうです。都道府県別にランキングしたところ、働く人が46.7%、管理職が21.8%、事業者が18.2%の各項目に占める女性の割合が最も高かったのは高知県だったそうです。

また、女性の活躍を応援する全国的な機運を高めるための内閣府が主催する地方版「輝く女性応援会議」の開催地にも選ばれたといえます。

この女性の活躍で、三冠王に輝いたこの背景には、いろいろな経済的な事情から働く女性が多い、また自営業者が多いという高知県の特徴から、夫婦ともに管理職につく場合があり、女性管理職の増加につながっているとも推測されるといいます。

他県に比べて、この高知県は未婚者や離婚率が高いそうです。そのために働きに出て活躍せざるを得ない局面もあります。そうした課題を直視した県は、女性の就労支援の一環として求人情報、

スキルアップに必要な研修や講座、仕事と育児の両立に関する情報を提供する相談窓口の「高知家の女性仕事応援室」をここの6月に新設したそうです。

もともと高知県には、女性たちの社会進出に寛容な風土があったといえます。それを象徴する言葉に「さわち」と「はちきん」という言葉があるそうです。「さわち」は「皿鉢」と書くんですけども、大皿のことで、たくさんの料理と一緒に大皿に盛る食文化があるそうです。そうすることで、女性は台所からその都度料理を運んでくる必要がなくなり、社交の場に加わりやすくなったと言われております。

また、「はちきん」とは、地元土佐弁で女性を意味するそうです。同じく、「いごっそう」が頑固で気骨のある男を指す一方、そんな男にも勝る快活で気が強い女を意味するのが「はちきん」だそうです。

地元の女性リーダーとして活躍している調理士学校長のエムさんは、とにかく自分の周りには元気な女性が多い、観光が盛んな県の産業構造も兼ねまして、社交的な女性向きとっております。

このエムさん、管理栄養士として40年以上、男性社会の中で地道に仕事をやり通し、信頼を積み重ねてきたといえます。また、県庁でただ一人の女性部長のこの女性は、「人生はマラソンをモットーにしてきた」とっております。

今後、女性の活躍の場をさらに広げるためには、女性自身がリーダーシップを身につけることが必要であり、日常業務の中で女性みずからが決断したり、毎日メンとする機会を行政の中でも積極的にふやし、人材を育ててあげないといけないとおっしゃっていました。また、「女性たちは組織の中で、自分が戦力として認められるよう努力することが大事だ」ともっております。

地域の生活や経済に密着した市町こそ、多様な発想で、多様なニーズに応えなければなりません。そのためにも、女性管理職登用の意義があると思います。さらなる人材育成、長期的な対応が必要だと思います。続々と、また男性、女性のリーダーが育つことを願っております。

のマトニティーハラスメントのほうに移ってまいります。

働く女性が妊娠、出産を理由に解雇されたり、退職を勧められたり、心ない言葉を言われる精神的・肉体的な嫌がらせを受けたりすることといたします。男女雇用機会均等法では、妊娠や出産をした女性が産休や育児時間の取得、軽易業務への転換を求めたことを理由にした解雇、降格、減給などの不利益な取り扱いを禁止、企業には保健指導に基づき、妊婦の勤務負担を軽くすることを求めているとあります。

ことしの10月に新聞に掲載されましたマタハラ被害者の勇気ある声が一石を投じた判決は、記憶に新しいところです。人生で最も喜ぶべきことなのに、「妊娠してすみません」と上司に報告するような社会はおかしいと。その彼女は最高裁判決に、全ての人の働き方を改善するきっかけになればとのコメントが印象に残っております。

先ほどご答弁をいただきました本市の実態は把握しておりませんとのことですが、本市においてはそのような声は届いていない、またそのようなことはないかと受けとめてよろしいですね。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸） マタハラにつきましては、男女雇用機会均等法でも禁止されている事項でございますので、そういうことは決してあってはならないというふうに思っていますし、そういうふうな事実があるというところの報告はございませ

ん。

議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

23番（平山啓子議員） 思いやりの心で見守ってくれていると信じております。

また、先ほどのご答弁で、意識調査によると4人に1人が被害を受けている、これは本当に許されることではありません。どれだけ傷つき、悔しい思いをしたことでしょう。

そこで、気構え等に向けての意識啓発はどのようになされているのかお伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸） マタニティーハラスメントそのものについて何かに啓発をしたということは、これまでありませんでしたけれども、ワークライフバランスということを今積極的にPR、意識啓発をしているところでございまして、そんな取り組みの一環としてマトニティーハラスメントということについても、そういうことがないように周知をしていきたいというふうに思っています。

議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

23番（平山啓子議員） 企業等にマタハラ防止の行動計画策定などを義務づけるべきと考えますが、この点についてはいかがでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸） 企業への行動計画ということでございますけれども、国の法律の中でどのように取り扱えるか、ちょっと不明確なところがあるんだろうと思いますけれども、市としては、今後の研究課題というふうにとらえさせていただきたいと思います。

議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

23番（平山啓子議員） 女性の活躍を阻む偏見や差別意識はいまだに根強く、国別の政治や経済

などの領域における男女間のギャップを示した指標である世界経済フォーラムによる人材ギャップ指数でも、日本は世界の136カ国の中の105位にとどまっているのが現状です。社会の課題が多様化・複雑化する中、あらゆる分野に女性の力を生かしていくことは、国民生活全体の質の向上につながり、日本再生を大きく前へ進めることにもなります。

女性の力を生かせるかどうかは我が国、我がまちの未来を大きく左右すると言っても過言ではありません。

本市では、女性の声を大事にされていると思いますけれども、この点はいかがでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸） 女性の声を大事にということでございますけれども、今後、男女機会均等法、また男女共同参画という中では、女性、男性ともに歩む社会でないとならないというふうに思っていますので、女性の声も十分意識しながらとらえていければというふうに思っております。

議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

23番（平山啓子議員） ありがとうございます。

女性がそれぞれの分野で自分の希望を実現できる社会を願ひまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（中村芳隆議員） 以上で23番、平山啓子議員の市政一般質問は終了いたしました。

ここで昼食のため休憩いたします。

午後1時会議を再開いたします。

休憩 午後1時46分

再開 午後1時00分

議長（中村芳隆議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

玉野 宏 議員

議長（中村芳隆議員） 次に、22番、玉野宏議員。22番（玉野 宏議員） 五峰クラブ、玉野宏です。

次の日曜日、衆議院選挙の投票日になります。選挙のたびに思い出されることがあります。それは民主主義の影とも言われており、「投票用紙と金箔」というたとえであります。投票用紙を金箔にたとえ、それを使い予想以上に金箔を張りましょう。投票者は投票箱に金箔を入れ、金箔は集められます。溶かされ鑄型に流されて、でき上がった像は投票者の心情とは全く違う形になっているという、そういうたとえでございますが、いい社会になってくれればなと思っております。

質問に入ります。

1、那須地域定住自立圏構想を踏まえた市の将来像について。

中心市である那須塩原市と大田原市、那須町、那珂川町の2市2町において構成する那須地域定住自立圏構想においては、平成25年12月18日に中心市宣言を行い、平成26年4月1日に推進協議会を設置しました。

今後、定住自立圏の形成に関する協定を締結し、共生ビジョンを策定していくことになると思うところから、本圏域における重点テーマ（環境・観光・公共交通）及び市の将来像について、以下のとおり伺います。

環境について。

本市及び圏域において導入可能な再生可能エネルギーはどのようなものが考えられるか。

低炭素社会を実現するためのエネルギーの創造及び利活用について、具体的にどのようなことを考えているかをお尋ねいたします。

循環型社会の構築のためには何が必要と考えるか。

観光について。

観光、物産資源の有効活用・販路拡大に向けたPR活動並びに本市及び駅圏域における資源については、どのようなものが考えられるか。また、PR活動に関する具体的な方策にはどのようなものが考えられるか。

公共交通について。

公共交通のネットワーク化に関する考え方にはどのようなものがあるか。

情報発信ネットワークのハード及びソフト面の強化についてどのようなものが考えられるか。

地産地消を推進するためには、どのようなことが必要と考えられるか。

共生ビジョン懇談会の組織についてお伺いいたします。

圏域の将来像を考えるに当たり、本市の位置づけをどのように考えているのか。

また、市の定住促進計画との兼ね合いをどう考えているか。

駅圏域の中心である本市の新庁舎は、那須地域定住自立圏構想における県北地域全体のビジョンを踏まえた上で建設されるべきものとするが、新庁舎の具体的ビジョンと市の所管についてお伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 22番、玉野宏議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二） 玉野議員の質問に順次お答えをいたします。

那須地域定住自立圏構想につきましては、本定

例会において那須地域定住自立圏にかかわる協定の締結及び共生ビジョン懇談会の設置条例についての議案を上程させていただいております。

今後、各構成市町との協議を踏まえ、懇談会において那須圏域の共生ビジョンを策定していくこととなりますので、現時点において中心市である本市が想定している事業内容等についてということでお答えをさせていただきます。

それでは、1番目の那須地域定住自立圏構想を踏まえた市の将来像についてお答えいたします。

の環境について、 から の質問は関連性がありますので一括してお答えをさせていただきます。

本圏域におきましては、太陽光、小水力など有効な地域資源を活用した再生可能エネルギーについて、公共及び民間施設での利用促進に向け、構成市町と今後協議をしていきたいと考えております。

また、低炭素社会の実現に向けては、エネルギー転換と効率的なエネルギー利用の促進を図るための調査・研究を行っていくことを想定しております。

なお、循環型社会の構成のためには、大量生産・大量消費・大量廃棄型の現代社会のあり方やライフスタイルを見直し、天然資源の消費を抑制し、環境負荷を低減させることが必要であると考えております。

次に、 の観光についてですが、圏域内相互の連携により、自然景勝地や温泉、歴史、文化、農産物の魅力ある資源を有効に活用し、観光商品及び観光ルートの開発に取り組んでまいります。また、圏域での有効なPR方法についても検討してまいります。

次に、 の公共交通についてですが、関係機関と連携して鉄道や路線バスなど地域公共交通機関

の利用促進を図るため、圏域における公共交通の需要を調査し、圏域における公共交通のあり方を研究するため、公共交通需要調査に関する事業を想定しております。

次に、情報発信ネットワークのハード及びソフト面の強化についてですが、圏域の魅力圏域内外へ情報発信し、効果的なPRを行うことについて、構成市町と協議を進めてまいります。

次に、の地産地消の推進についてですが、那須地域定住自立圏内における地産地消の推進については、まずイベント等における相互交流を行い、お互いの農産物をPRしていきたいと考えております。

次に、共生ビジョン懇談会の組織についてですが、15人以内の委員で構成し、中心市である本市から会長及び副会長を選出し、あわせて構成市町からも委員を選出していただき、那須地域定住自立圏の形成に関する協定書に掲げた政策分野である環境、観光、公共交通等についての協議を行うことを予定しております。

次に、の圏域の将来像を考えるに当たり、本市の位置づけをどう考えているのかについてですが、本市におきましては、昨年、中心市宣言を行ったところであり、中心市として圏域全体の中心的な役割を担い、那須地域定住自立圏の形成に関する協定書に基づき、共生ビジョンを策定していくものと認識しております。

また、市の定住促進計画との兼ね合いについてですが、本計画におきましては、本市の個性を明確にすることで定住促進を図るために策定した戦略的ビジョンであり、定住自立圏構想と関連する部分はございますが、本市が独自で取り組む計画としているところであります。

なお、今後、まち・ひと・しごと創生法のもと、各自治体で「まち・ひと・しごと創生総合戦略」

を策定するようになると見込まれますが、定住自立圏として広域的に取り組むべき施策か、各構成市町が個性、特性を生かして独自で取り組むべき施策かを選択し、調整しながら進めていくことになると考えております。

終わりに、番の圏域の中心市である本市の新庁舎は、那須地域定住自立圏構想における県北地域全体のビジョンを踏まえた上で建設されるべきものとするが、新庁舎の具体的ビジョンと市の所管についてお答えいたします。

新庁舎建設については、現在、市民検討懇談会においてご意見をいただきながら進めているところでありますので、来年度の完了を見込んでおります圏域の共生ビジョンとは別に進めていくことを予定しております。

以上、第1回の答弁にかえます。

議長（中村芳隆議員） 22番、玉野宏議員。

22番（玉野 宏議員） の中に ですけども、お答えとして、協議を進めていく、それから ですと研究を相互にということ、はライフスタイルを見詰め直していくことだろうという言葉だと思えます。

再質させていただきます。

の環境についてですが、協定締結書の中に、多自然地域と居住都市の新たな共生とありますが、改めてになりますが、多自然とは何を指されますか。

それと、地域内農業に食用等の自給構造の確立とございます。これらが何を指し、どう展開していくのか。

また、自給構造の基礎データはあるのか。また、いつごろまとめられるのか。公表されるのか。目標とされるのはいつのころになるのか等お尋ねいたしたいと思えます。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸） 多自然地域との記載のことにつきましては、国の要綱が改正になって、本市が中心市となれる条件を具備したということの中に、そのような条件的なものが含まれているということで、後背地としては観光とか、そういったところの自治体があるというようなところの取り組みとして出てくるものでございます。国の要綱に基づく表現ということになってございます。

あと、自給構造ということでございますけれども、具体的にデータを現在収集しているということとはございません。また、これから行政ビジョンを策定して事業を進めていくという中で、どのような具体的な事業ができるかということは、今後の共生ビジョンの策定懇談会の中での意見集約という形になります。

議長（中村芳隆議員） 22番、玉野宏議員。

22番（玉野 宏議員） また、記載されている中に、他地域との差別化による交流、定住人口増を通じた創富に設定したとございます。この創富とは何をどのように私たちはイメージするのか。創富ということですが、お尋ねします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸） 創富という表現でございませぬけれども、お互いに豊かな地域をつくっていくというような意味合いから、創富というような言葉を使わせていただいております。

議長（中村芳隆議員） 22番、玉野宏議員。

22番（玉野 宏議員） ニュアンスとしてわかります。

政府は、成長をアベノミクスとして推し進めておられますが、このアベノミクスにはさまざまな反論というのか、そうではないんじゃないかという見方をする方もおられますが、資本主義の終焉

と成長の限界として、水野和夫氏は、「成長を前提とした資本主義はグローバル化が進み過ぎ、金融資本主義を進めた結果、地球上に利益を上げられる場所はもうなくなった。それでも成長利益を追求し続けていることが富と貧の格差を生み、さらにこれを追求するごとに格差は広がっていく。格差の被害者は今を生きる若者と未来を生きる子供たちである。日本は競争から共生、成長から成熟へシフトする状況に入った。そして、成熟の潜在力を持つ者は地方であり、地方から始められるだろう」と各市各町で発言されておられます。

未来のために、社会に広がり始めた成熟という言葉が地域住民ともどもが共有する考えは、またどこかで使えないかと思いますが、お尋ねいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸） よくこれからの成熟した社会での取り組みということで、高齢者、障害者等、そういった方々をとらえて、ともに生きる社会というような中で、成熟した中ではそういった社会が必要だというふうに言われてございます。

共有という話でございませぬけれども、地方と首都圏での取り組みの違い等も出てくる話にはなるうかと思ひますけれども、今後の中で、そういった議員からのお話も参考にしながら進めていきたいというふうにご存じます。

議長（中村芳隆議員） 22番、玉野宏議員。

22番（玉野 宏議員） よろしくお願ひします。

環境から の観光の までは関係がありますので1つとして質問させていただきます。

協定の締結についての2に、環境、観光、公共交通の分野に重点的に取り組んでいくこととすると記されております。アレックス・カーという方がいます。「犬と鬼」「ニッポン景観論」を出版

されております東洋文化研究者でございますが、彼は若いうちから日本に来て、日本の景観をあちこち見て、余りにひどいと。景観が乱れ過ぎるということで心を痛め、京都の町屋再生や日本の古民家再生、インテリアプロデューサーの仕事を通し、日本の景観の再生を試みております。

日本の景観の悪さの一つを森林の荒れに見出し、その原因を1949年に設立された林野庁のもと、全国で杉植林を行ったモノカルチャーの結果、今日、杉材は安価で市場性がありません。少ないということですね。当時から、杉だけではなく、桜、ケヤキ、栗、トチなど多様な樹木が植林されておれば、世界で売れる木を育てられたと。

インテリアの仕事上、日本はこんなに山が多いのに使える木がないと嘆かかれております。森林と景観と市場性の結びつきの大切さをこのように指摘されております。

このような視点から、2市2町の植林の現状、利用・活用状況はどのようになっているのか。

さらに、これを踏まえ、今後どのように取り組んでいくのかをお尋ねいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸） 森林という視点から申し上げれば、2市2町の中で那珂川町さんのところでは木質バイオに取り組んでいるというような事例はございますけれども、その他の自治体においての状況というのは、これからの共生ビジョンの策定の中で議論されていくというふうに思っております。

議長（中村芳隆議員） 22番、玉野宏議員。

22番（玉野 宏議員） わかりました。

当市では、この景観について、美しい景観を目指し、屋外広告物条例を来年3月の定例議会に提案し、可決されれば10月から施行するとあります。

宇都宮、日光、那須町に次いで4例目とのことです。

圏域内を一つとして美しい景観の地に取り組んでいけばどうかと思っております。この考えをお聞きしたいのでありますが、その同じ下野新聞の記事には、乱立する看板も独自の条例で規制することが美しい町並みを実現する。それは誘客対策にもなり、何よりも地域に対する住民の愛着心をふやすことにもなるはずだと締めております。

この圏域内で共通した美しい景観をつくらうと、そういうことに向かつての考えはありやなしをお尋ねいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸） 景観につきましては、これから那須塩原市の、特に那須塩原駅を中心とした景観のあり方について取り組んでいくということになるかと思っておりますけれども、そういった景観のあり方について、那須町のほうは既に積極的に取り組んでいるという情報もございます。それらについて、今後、定住自立圏の中でどのように取り組んでいくかというのは、何度も言いますが、共生ビジョンの策定の中でそういったことがあれば、議論をしていきたいというふうには考えてございます。

議長（中村芳隆議員） 22番、玉野宏議員。

22番（玉野 宏議員） 那須町は一生懸命やっているようでございますが、この景観について始まったということが、那須町の場合は、誤解ない言葉では言いたいんですが、余りにもということから、マイナスからスタートしたんではないかなと思うんですね。そういう状態からゼロに戻し、プラスに持ってくることはなかなか大変。県北というのは、やっぱり関東の、東京から見た代表的な自然の中であるし、今のうちというんでしょう

かね、そういう手だて、考えを共通で認識して、私どもも含めて育てていってもらいたいなと思っております。

数年前、那須塩原市で慶応大学の金子勝氏の講演会が行われました。とても内容深く、印象に残っております。結果、私も一般質問で、その件を知ったときに、たくさんの人にその話を聞いてもらいたい、聞けなかったのかなという質問をしたことがありました。この講演を開かれたということは、とても時に合った内容だったので、執行部には感謝しております。

また、金子勝氏は、3.11以降ますます農業再生と地方の再生が大切だとの発言を行っており、この繰り返しのポイントは言い尽くされておりますが、なかなか実行が難しい。地方の農業、自然再生、バイオマスエネルギーを活用した6次産業化は、地域循環のお金の流れをつくり、地域の自立化が促されていくだろうと。

これらを、本市と定住自立圏2市2町に当てはめてみますと、食料生産量は日本でも有数な地になると思います。再生エネルギーに関しましては、既に部長がお答えいただきました那珂川町でバイオマス発電、発熱ですね、有効化に取り組んでおり、この熱を使ってハウスでのパッションフルーツの栽培、ウナギの養殖、温泉トラフグの養殖、先月25日にはウナギの試食会が行われたということも聞き及んでおります。那須町芦野にはウナギで有名なお店も聞き及んでおります。

当市には、家畜排せつ物を利用したバイオマスプラントもございます。また、水土里ネットの小水力発電の取り組みは全国に名を広げております。2市2町、行政同士がこれらの活動をつないでいて、目と手をかけていく、そして共通の価値観を広めていくということは大事だと思いますが、この点についてお尋ねいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸） 定住自立圏ということで、一緒にこれから取り組んでいくということになりますので、当然ながら共通の価値観を持って取り組んでいかなければならないというふうに思っております。いろんな圏域の中での課題もあろうかと思えます。地域定住自立圏においては環境、観光、公共交通というところを重点的なテーマとして取り組んでいくということにしておりますので、そういった点で価値観を共有しながら進めていければというふうに思っております。

議長（中村芳隆議員） 22番、玉野宏議員。

22番（玉野 宏議員） 先月でございますが、朝日新聞11月29日、土曜日ごとのフロントランナーというコーナーがございます。北海道の共働学舎の「世界が認める和のチーズ コピーではない土地の味わいを感じるチーズづくり」が取り上げられました。これでございますが、10月26日、巻狩祭りが河畔公園で行われました。このときにチーズのブースが出たのですが、このチーズは、この北海道共働学舎のラクレットチーズが使われ、大変好評でした。五峰クラブでは、7月2日、共働学舎を訪問し、内容を体験させていただいておりましたので、この報道には重ねてうれしい思いが感じられました。

市長は、今回の質疑の中で、本市の農業政策が問われました。その折、「社会は常に前に向かって進んでいる」と答弁された箇所があったと思います。この言葉が共働学舎の歩みに重なり、私はよく理解できました。

あわせて、10月に農業総合展に出かけましたときに、たくさんあるブースの中の出店者と話し合う機会がございました。当然、生乳についての話のやりとりになったのですが、どうしても話が行

開かれた情報を得るため、外部有識者を定期的に招き、ともども知見を深め合う講演会、ディスカッション等をぜひ開いていただきたいと思います。お招きいただきたい方の中に5人ほど名前を挙げさせていただきますが、まず、里山資本主義の藻谷浩介氏、先ほど名前を出させていただきました「ニッポン景観論」のアレックス・カー氏、行政に水平思考のメスを、旧烏山出身のカミヤマゼンジ氏、スイスの農業はいつから成り立っている、1、ナチュラル、2、オーガニック、3、生物多様性、4、動物福祉、5、景観であると発言というか、スイスの農業を紹介されて、それを日本でも生かすべきだとしている東京大学の鈴木先生ですね。それと最後に、3つの循環と文明論の科学ということ、なかなかピンとこない言葉でございますが、キシダイッタカという方もございます。

5人の名前を挙げさせていただきましたが、まず初めにシャッター通り、地域力、里山資本主義で知名度を上げられました藻谷浩介氏を協定締結の記念事業としてぜひ招いていただいて、お話をお聞きできないかと思っておりますが、いかがでございますでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸） 藻谷浩介氏、私も何冊か本を読ませていただいて、非常にすばらしい方だというふうに思っております。一度お話を聞きたいなというふうに思っているところでございますけれども、協定の締結式におきましては、せんだっても答弁させていただきましたように、来年の1月下旬から2月上旬に議決をいただければという前提でありますけれども、そんなことで考えておりまして、藻谷さん非常に忙しいというふうに伺っております。いずれかの機会でお話をいただ

けるような機会があればというふうに思っておりますが、協定の締結というときにはちょっと難しいかなというふうに思っています。

議長（中村芳隆議員） 22番、玉野宏議員。

22番（玉野 宏議員） 協定当日というのは、もう時間もございませんし、それをきっかけにという形で、藻谷氏の予定を聞きながら、ぜひ氏の考えを聞かせていただける機会をつくっていただければありがたいと思っております。

定住自立圏の形成を私なりにとらえてみますと、言葉を置きかえてみますと、未来型のライフスタイル、未来型産業、成長から成熟の地域づくりと私なりには考えております。

産業を2つに分けますと、1つは、外貨は稼ぐが雇用はしない産業、もう一つは、外貨は稼げないが、人を雇える産業、観光、リゾート、地域、地産地消の農業、酪農、集客、小売の産業とは、この後半の2のほうに入ると思います。

当市を中心とした定住自立圏の形成は、人を雇う側でありますね。今のこの選挙に至るまでの中の昨今の風潮というのは、かなりさまざまな評価が出ておりますが、この風潮を嘆いた方が、3つの「だけ」ということを言っているんですね、「今だけ」、「金だけ」、「自分だけ」。このように考える人とは離れなさい、転機の今、量は少なくとも品質のよいものをつくり、ちょっと古い言葉ですけども、新しい言葉に今なってきたそうです、再度。ロハスですね、ロハスにシフトすべきだと。ロハスは日本の特性、わび・さびを通して、「今だけ」、「金だけ」、「自分だけ」、これを超えていく。この超えていった先には日本独自の高い精神が生まれる。日本の科学がここで新たな光、本物の力を発揮するだろうということを言われております。

行き詰まりは世界的なものであり、日本が開か

れば世界のモデルになる。定住圏協定をスタートするこの地は、日本のモデルになる可能性が私は大だと思っています。かつ中心としてしっかりリードしていただきたいと思います。

と についてお尋ねします。

この議会中の質問、答弁を通し、那須塩原駅西口周辺の中心的な役割の動きが見られました。東口側の構想も答弁されておりましたが、東口側には旧ブリヂストン・ベカルトの跡地がございます。ここの現状、将来展望塔をお聞きした範囲で結構でございますが、お尋ねしたいと思います。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） ブリヂストン黒磯工場の跡地について、今現在どのような状況になっているかというお尋ねだと思います。

まずは、この工場跡地につきましては、12月末を目途に解体と整地の工事を行っているということで伺っております。

あとは、跡地の利用についてでございますが、こちらにつきましては、市としてもしっかりと情報を収集させていただきたいということから、今、定期的に地権者会の代表の方と打ち合わせをする機会を持たせていただいております。

しかしながら、現時点では、利用形態がこれこれこういうことに決定したよというようなしっかりとした情報は把握できていないというのが実態だということをご理解いただければと思います。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 22番、玉野宏議員。

22番（玉野 宏議員） 協定の2市2町は、これ私、10年前にほぼ同じような発言をしたことがございます。那須与一の伝説ですね、これを共有していると思います。大田原市や道の駅をそのような名前としておりますし、この伝説は扇の的を

射た名手ですね。私は、この扇を開くと2市1町である、その可能性である。かつ、この扇を開いたり閉じたりする扇のかなめが那須塩原市駅西口だと私は思っております。ここがあってこそ未来が開かれると思います。中心市の市町に改めてその辺の中心の意味するところ、展望の未来をお尋ねできればなと思っております。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二） 答弁になるかどうか、突然だったんで。

那須塩原市、新幹線西東両口でございますが、間違いなく那須地区の玄関口、中心市として今後地域をリードする、そのかなめになってくることは間違いないと私も推測しております。それに恥じないような、そういう期待が持たれているのであれば、この那須塩原のためだけではなくて、那須地域全体、その玄関口としての、例えば公共交通の絡んだ交通網の体系整備、こういうようなものについては定住自立圏構想の中で最も早い段階でお互いの協議になる、そういう予測も立てておりますし、よその首長さん等からもそんな発言も折に触れていただいております。

その地域周辺の、じゃ今後どうするんだと、先ほどBSのお話もございましたが、跡地、こういうことについては地権者が現前としているわけで、現在それらにつきましては、定期的に市では協議をさせていただいております。現段階では計画は何もまとまっていないと、こういうのが実態でございますので、今後とも、それらについても折に触れて、余り期間を置かないで、地権者の代表の皆さんとは定期協議を重ねていきたいと。これも将来に向かっての重要なポイントになってくると、そんなことを考えております。

答弁になっていないかもしれませんが、よろしく

お願いします。

議長（中村芳隆議員） 22番、玉野宏議員。

22番（玉野 宏議員） ぜひそういう形で地権者の方にも、今までの土地の所有者であるということから、やっぱり地域全体の希望の土地であるというふうになっていければ、してもらえればと思っております。

の新市庁舎についてお尋ねします。

合併前の旧黒磯、旧西那須、旧塩原の間には、ややもするとまだ不協和が見られるときもございりますが、これは個人、個人の価値観から来るところだとは思いますが、これは当然認めるところは認める。と同時に、一人一人が地域の全体的、社会的な価値を互いに共有し、共感するということが必要だと思います。このため、新庁舎の建設は市民の一体化のための最適な課題でもあると思っております。建設までの検討、完成、使用する、一連のプロセスに多くの市民が納得し、普遍的な価値を共有できることは市民の誇りであり、一体感であると思えます。

日本創成会議の人口動態発表は、腑に落ちる地方の危機を指摘しておりますが、転機のとて、今を正確につかみ行政に反映することが、危機はチャンスになっていくと思っております。新庁舎が未来の子どもたち、私たちに広く、社会ともども、いい建物だな、これこそ我がふるさとだなと、そういう共感、共有が持ち合えるようなモニュメントにしていきたいと思っております。

自然共生建築学というのは、私初めて聞いたんですが、既に早稲田大学等で始められております。これは自然と安らぎ、未来と成熟をつなぐ新庁舎として、ヒントにもなるのではないかと思います。このことにかかわらず、新庁舎に対しての今後の展望、考えについて所見がありましたら、お聞きしたいと思います。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸） 新庁舎につきましては、現在、市民の懇談会で意見をいただきながら、どのような庁舎がいいかと今アンケートも行ったところでございます。これから具体的などのような庁舎というところは、来年度の基本計画をつくっていきたいと思っておりますので、その中でどのような庁舎というのが、市民との検討の中で出てくるだろうというふうには思っております。

そういった中で、これからどのような庁舎がいいかというところを検討していきたいというふうに思っています。

議長（中村芳隆議員） 22番、玉野宏議員。

22番（玉野 宏議員） わかりました。

私たちというか、住民ですね、どうしても元気がないというふうになりがちですが、市の行っている内容は元気が出ることがたくさんございます。それを、さらに元気が出るように行政力として頑張ってくださいと思います。

以上、私の一般質問とします。ありがとうございます。

議長（中村芳隆議員） 以上で22番、玉野宏議員の市政一般質問は終了いたしました。

以上で質問通告者の質問は全て終了いたしました。

市政一般質問を終わりたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

市政一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 1時51分

再開 午後 2時00分

議長（中村芳隆議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第80号～議案第82号の
質疑

議長（中村芳隆議員） 次に、日程第2、議案第80号から議案第82号までの条例制定案件3件を議題といたします。

以上に対し質疑を許します。

〔発言する人なし〕

議長（中村芳隆議員） 質疑がないようですので、議案第80号から議案第82号までの3件に対する質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了いたします。

議案第83号、議案第84号、
議案第86号及び議案第87号
の質疑

議長（中村芳隆議員） 次に、日程第3、議案第83号、議案第84号、議案第86号及び議案第87号の条例改正案件4件を議題といたします。

以上に対し質疑を許します。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 質疑がないようですので、議案第83号、議案第84号、議案第86号及び議案第87号の4件に対する質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了いたします。

議案第72号の質疑

議長（中村芳隆議員） 次に日程第4、議案第72号 平成26年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）案件を議題といたします。

質疑を許します。

10番、松田寛人議員。

10番（松田寛人議員） 予算執行計画書の5ページ、2款総務費、1項13目防犯対策費、防犯・暴力追放対策101事業でございます。新規でございます。空き家実態調査の業務についてお願いいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（山崎 稔） それでは、松田議員の質疑にお答えいたします。

空き家実態調査の業務といたしまして306万9,000円を今回お願いするところではありますが、さきの議会にもお話し申し上げましたように、これまで空き家の実態というものを推計値によって私ども把握していたということから、今回、すぐにも本市の空き家の実態ということを把握せねばならんだろうということから、補正にはなりましたけれども、速やかに道筋を立てたいということから、今回この家屋実態調査に入ったということで、委託料を計上したところです。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 12番、鈴木紀議員。

12番（鈴木 紀議員） 県の支出金ということで2項1目総務費県補助金の中に社会保障・税番

号制度システム整備費補助金ということで1,800万から上がっています。その内訳として三通りあります。これの内容の説明と、あわせて住民基本台帳費に充当ということですが、それがどこにうたっているのかお聞かせ願いたい。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸） 総務費補助金の社会保障・税番号制度システム整備費補助金につきまして、まず基幹系システム管理費につきましては、今回の補正予算に出させていただいています5ページの1項9目情報管理費でございますけれども、これは基幹系システム管理費のほうに番号制度関係の予算、団体内の統合宛名システムの開発導入業務、また番号制度中間サーバープラットフォーム整備ということで、この2つの事業に充当していくという形になります。

また、税務管理事務推進費、または、その下の住民基本台帳費につきましては、当初予算の中の充当という形になります。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 12番、鈴木紀議員。

12番（鈴木 紀議員） 2点につきましてはわかりましたけれども、住民基本台帳に充当という分についてはどこに当てはまるのか。5ページについて見ますと、3項の中で住民基本台帳費ということで107万4,000円上がっているんですが、県支出金では829万4,000円ということで上がっています。その違いというか、どこに出ているのか。整合性というか、詳細にお聞かせ願いたいのと、もう一点は、このサーバープラットフォーム整備というものがどういった内容なのかをお聞かせ願いたいと思います。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸） 先ほどの答弁の中で、当初予算ということで、税務管理事務推進費を掲げさせていただきましたが、これらにつきましては、申しわけございませんでした、5ページの2項1目税務管理費の税務管理事務推進費の新規事業、社会保障・税番号制度に伴うシステム開発業務に充当という形になります。

あと、住民基本台帳費に充当というのは、当初予算の事業費に充当という形になります。

あと、基幹系システム管理費の内容でございますけれども、団体等の宛名システムの開発導入業務につきましては、いろんな各システム、例えば徴税のシステムとか、国保のシステムとか、いろんなシステムがありますけれども、そのシステムの住所とか名前とか生年月日とかという宛名情報を統一していくというような形の業務になります。

またあと、番号制度中間サーバープラットフォームの整備につきましては、これ全国規模で地方公共団体が連携するというような形で、全国2カ所のデータセンターに中間サーバーを設置することで予定されておりまして、統合行政ネットワークを運用しまして、それらを利用していくということで、地方公共団体情報システム機構という旧地方自治情報センターですけれども、そこに負担金という形で支払っていくという内容になります。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 5番、佐藤一則議員。

5番（佐藤一則議員） 同じく予算執行計画書6ページ、3款民生費、1項2目障害福祉費、障害福祉事業推進費101事業について、印刷製本費の福祉タクシー券12万9,000円についての事業規模についてお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） 福祉タクシー券の印刷製本費でございますけれども、まず、現在使っております26年度中に使っているものにつきまして100部を増刷すると。それから、27年度分を200部増刷するという内容でございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 5番、佐藤一則議員。

5番（佐藤一則議員） 増刷する部数につきましては100部プラス200部ということで、合計300ということはわかるんですけども、その増刷した部分についての、事業のために増刷すると思うんですけども、その事業規模についてお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） 遅くなりまして申しわけありません。

全体でございますけれども、月当たり252万4,000円ほどを見込んでございまして、トータルで3,028万8,000円を見込んでいますところでございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 5番、佐藤一則議員。

5番（佐藤一則議員） それにつきましては了解しました。

続きまして、同じく予算執行計画書8ページ、3款民生費、3項2目扶助費、生活保護費101事業について、3カ月の予算で1億3,000万円となっていますが、現状と今後の課題についてお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） 現在の、まず生活保護の世帯数を申し上げます。これは12月1日現在の数字でございますが、現在生活保護世帯は

788世帯でございます。それから、人数としては1,049人ということでございます。

特に伸びているところとしては扶助費でございますが、医療費が大きく伸びている、これは全国的な傾向かと思えます。そういう中で、医療費を抑制するということではジェネリック医薬品をなるべく使ってもらいたいことが出ていますけれども、そこら辺のこの理解を被生活保護者の方に求めていく必要があるのかなというふうには思っているところでございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 9番、伊藤豊美議員。

9番（伊藤豊美議員） 予算執行計画書7ページ、3款民生費、2項1目児童福祉総務費、子ども・子育て支援事業、新規事業のシステムの内容について伺います。

また、13ページ、10款教育費、2項1目小学校管理費並びに中学校管理費、小学校耐震改修事業501事業、中学校耐震改修事業501事業、今回の事業で全ての耐震改修事業が終了するのか伺います。
議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） 私のほうからは、3款2項1目民生費、児童福祉総務費の新規事業、入退園時間管理システム消耗品ということでご説明を申し上げます。

来年4月から子ども・子育て支援新制度が始まります。その中では、保育の必要な子どもの認定を受ける。前に申し上げましたように、いわゆる2号認定、3号認定ということになりますけれども、その場合に、保護者の仕事をしている時間数などによりまして、子どもさんが11時間という標準的な認定を受ける場合と、短時間の8時間という認定を受ける場合と二通りに分かれます。どちらにしても保育園の基本的な開園時間は11時間で

ございますけれども、基本的には8時間の保育を受けるということになるんですが、何らかの特殊な事情等によりましてそれ以上の保育を必要とするというような場合には、名称はまだ決まっておられませんけれども、延長保育というようなことで預かることができる、11時間のうちの8時間ですから、残り3時間の余裕ございますので、その部分で預かることができるような制度ができるわけなんですけれども、その場合には1時間当たり幾ら、この金額まだ決まっておきませんが、というような形でお金をいただくこととなります。

ということで、8時間のお子さんなら8時間のお子さんが何時に登園をされて、何時に退園をされたかということから、延長保育が何時間あったのかということのを毎日毎日ばかりまして、トータルで月当たり何時間ですから、その時間数に単価幾らを掛けて、幾ら幾ら余計に延長保育料がかかりますよというようなことをやらなければならない予定でございます。

現在の公立保育園におきましては、自前でそういうことをやるということもございまして、それから私立保育園あるいは認定こども園等につきましては、それをやるための補助をするということで今回予算を要求、コンピューターシステムを入れてやりませんと、毎日、先生が、誰々君何時に来たよというメモをして、さらに何時に帰るといのできませんので、具体的にちょっと細かいところまだわからないところがございまして、子どもごとにバーコードみたいなものを持っていて、ぱっと読み込ませることによって、何時に登園、何時に退園というのがわかるようなシステムを入れることによって時間を管理すると。そういうための経費をお願いしたところでございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 9番、伊藤豊美議員に申

上げます。一問一答方式でございますので、2項目にわたっての質疑は今後注意いたしたいと思います。

教育部長。

教育部長（伴内照和） それでは、10款教育費、2項1目の小学校管理費の耐震改修事業、あわせて3項1目中学校管理費の中学校耐震改修事業についてお答えいたします。

この事業につきましては、27年度に予定されていた事業の前倒しということで、工期を確保するというような意味合いが相当ありますので、今回の補正予算に計上したものでございまして、本市で耐震改修等の必要な各学校については、これで全て完了する予定であります。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 9番、伊藤豊美議員。

9番（伊藤豊美議員） 今回で全てが終了するという形なものですから、それでは、今までの期間並びに総事業費についてはどのくらいかかっているのかということをお聞きします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 今回の改修につきましては、各校平成20年からそれぞれ計画的に事業を進めてきているところでございます。

小学校関係につきましては、現在の計画の中での積み上げに、もちろん来年度なりますが、それを合わせまして61億3,100万ほどになります。中学校につきましても、来年度分は見込みの合算となりますが、48億4,000万程度になるかというふうに見ております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 7番、櫻田貴久議員。

7番（櫻田貴久議員） それでは、予算執行計画書4ページ、2款総務費、1項8目企画政策費、

まちづくり事業推進費の401事業なのですが、旧TEPCO塩原ランド改修に伴う附帯工事全容1,100万についてお伺いをいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸） まちづくり事業推進費、旧TEPCO塩原ランド改修に伴う附帯工事というような形でございますけれども、一般質問の中でもちょっとお話しいたしましたが、旧TEPCO塩原ランドのからくり時計の撤去費用でございます。

議長（中村芳隆議員） 20番、山本はるひ議員。

20番（山本はるひ議員） それでは、2つ質問いたします。

最初に、執行計画書の8ページの3款民生費の放課後児童対策事業の中で、公設民営の部分と民設民営の部分で、両方とも576万、767万とふえているんですが、この理由をお聞かせください。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 今回の補正の増額につきましては、例年、当初予算で計上する額については前年度の実績をもとに当初予算に計上しておりますが、国においては、それぞれの基準額というものを年度途中で修正されてきております。その額を再度整理をした中で、今回、公設民営、民設民営それぞれ増額になったという結果でございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 20番、山本はるひ議員。

20番（山本はるひ議員） そういたしますと、これ特に人が大幅にふえたという理由ではないんですか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和） 現在、今回の積み上げについては、それぞれのクラブの実績等をもとに整理しておりますが、今回特に補助の対象となる設計単価というものの変更が大きな理由ということで、もちろん実際に利用されている子どもたちの数も加味した中で積算しておりますので、この園ごとに何人がふえた、減ったという部分については、詳細についてはちょっと手元にございませんが、基本的には、基本単価の変更がベースでございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 20番、山本はるひ議員。

20番（山本はるひ議員） それでは、次にいきます。11ページになります。

7款の商工費の中の農観商工連携推進事業の中のまちなか元気アップコンサート事業実行委員会への交付金が600万円減っている理由をお聞かせください。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） こちらの減額の理由についてでございますが、当初予算では、まちなか元気アップコンサートを実施するというところで600万円を計上させていただきました。この事業につきましては、黒磯駅周辺地区の再生整備計画の事業を着工すると、今年度は、それに当たります。オープニングセレモニー的なところで景気づけをしたいというようなところで、我々の判断で地域のにぎわいの創出ということで、黒磯駅周辺でコンサートをやることを計画していました。しかしながら、議員ご案内のとおり、エキップというところが今現在しっかりと、今後のレセプト事業の展開について議論してくれているという状況でございますので、果たして行政だけで考えたものを一方的に押しつけていくのもどうかという

ような考え方に立って、エキップなんかと相談した結果、もう少ししっかりとした、きちっとした計画を立てて後年度に送りましょうという結果になったことから、今回こちらについては減額させていただいたということでございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 20番、山本はるひ議員。
20番（山本はるひ議員） これ、当初予算のときにライブコンサートなどを行うということで600万円出ていたと思うんですが、今ご説明をいただいて、来年に回すというようなことなのかなというふうに理解したんですけども、当初予算を立てていても、途中でそれが手がつかないということであるということで、見込みも立たないので、この予算は減額したと、そういうことでよろしいんですか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） 先ほどもお話ししましたが、我々の一存の中で当初予算を立ててしまったという中で、エキップというところと議論した中で後段に送ったほうがしっかりと有効ある事業として実施できるという判断に至ったから、今回送らせていただいたという経過でございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 20番、山本はるひ議員。
20番（山本はるひ議員） この当初予算でこれを聞いたときには、ちょっと珍しいことをやるんだなということで頭に入っていたんですが、これ、同じかどうかはともかく、このようなコンサートというようなことを来年度にはやることはあり得るということで、これは減らしたということではよろしいですか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） そちらにつきましては、今、議論の緒についたというところでございますので、来年度がいいのか、再来年度がいいのかというのは今後の議論だということでご理解いただければと思います。

議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

2番（星 宏子議員） 4ページの2款総務費、1項1目一般管理費、703事業の防犯対策推進費なんですが、新規で蓄電池設備設置工事設計とあります。これどのようなものなのか内容を教えてください。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

塩原支所長。

塩原支所長（成瀬 充） この工事設計の委託でございますけれども、来年度、蓄電池15kW/hのものを設置する予定でございます。

それで、なるべく早いうちに設置を完了したいということから、今回、グリーンニューディールの基金を活用いたしまして設計費を計上するというもので、場所は塩原支所に設置をする予定でございます。

議長（中村芳隆議員） 2番、星宏子議員。

2番（星 宏子議員） 蓄電池の利用、用途といいますが、使い道といいますが、どういったときに使うのかも教えてください。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

塩原支所長。

塩原支所長（成瀬 充） ご案内のとおり、塩原支所は塩原地区の防災拠点、あわせて指定避難所になっております。そういったときに、停電をした際に蓄電池の電気を活用いたしまして蛍光灯とかパソコンとかを使うという内容のものでございます。

議長（中村芳隆議員） 16番、君島一郎議員。

16番（君島一郎議員） すみません、予算執行計画書10ページ、6款農林水産業費の中で、林業

振興対策費の中の新規であります林業振興事業490万9,000円、これの具体的な内容についてお聞きしたいと思います。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） お答え申し上げます。

こちらにつきましては、那須塩原市森林組合に対しまして、そこが全国木材協同組合連合会というところから大型機械の導入に関して支援、補助をいただくということになっていまして、その補助金の上乗せを市としてやらせていただくというような内容でございます。

この連合会の補助金そのものの内容でございますが、こちらにつきましては放射能汚染状況重点調査地域、これは栃木県が入ります。その地域内において、放射性物質の影響を考慮した森林の施業に係る作業システム、効率いい作業システムの普及構築をするために、大型機械のリース料を支援するというものでございます。

那須塩原市の森林組合は2台の大型機械を導入したいということで、こちらの連合会の補助金に応募しました。その結果、1台については不採用となってしまったということでございます。したがって、この森林組合のリース代の補助というのは2分の1でございます。1台採択になりました大型機械に関しては、連合会が2分の1、市が4分の1、そして森林組合が4分の1ということで、要は連合会で採択されたものに関しては4分の1のリース料を見るということで、こちらにつきましては金額にしますと107万円ということになります。

あと、もう1台のほうの機械については、その後、連合会のほうの採択が見られなかったということでございますので、こちらにつきましては市が2分の1、そして森林組合が2分の1という形

で事業費をどうにかつくり上げまして、こちらを購入するという内容でございます。

こちらの購入にかかわるほうの市の補助の予算につきましては437万4,000円ということでございます。あわせまして、409万9,000円の補助金という形での予算を上げさせていただいたということでございます。

すみません、長くなりまして。

議長（中村芳隆議員） ほかにございませんか。

13番、磯飛清議員。

13番（磯飛 清議員） 執行計画書8ページ、3款民生費、保育園管理費の中の保育園広域利用運営費、委託料1,900万が計上されておりますが、補正をかけた理由をお聞かせください。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） これにつきましては、今年度の中で他市町村から那須塩原市に転入してきた保護者が、当初見込みに比べまして随分いるということございまして、途中の転入でございますので、どうしても来たときには、なかなか那須塩原市の保育園等に空きがないと。あるいは、場合によってはももとの入っている保育園のほうが、勤務先の都合などでそのほうがいいというような保護者もいらっしゃいますけれども、そういう方たちが相当数いたものですから、そういう人たちが那須塩原市の保育園でなく、お子さんを、那須塩原市に転入してきた後も大田原とか近隣の市町村に預けていると、そういう分が予想以上にあったもんですから、その分をお願いしているものでございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 13番、磯飛清議員。

13番（磯飛 清議員） 広域入所で近隣市町の保育園をお願いしている人数を把握しておりまし

たら、お聞かせください。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） 10月の時点での人数で申しわけございませんけれども、全部でたまたま54名でございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 13番、磯飛清議員。

13番（磯飛 清議員） 次に、執行計画書13ページ、10款教育費、一番下の4項2目幼稚園就園奨励費1,433万8,000円計上されておりますが、補正をかけた理由をお聞かせください。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） 幼稚園の就園奨励費でございます、基本的に当初見込みと人数はほぼ同じでございますけれども、増額の理由でございますが、1つには、助成する1人当たりの単価、これが国のほうで制度上引き上げを行ったということがまず一つございます。

それから、就園奨励費につきましては、そのお子さんが第1子、第2子、第3子以降かどうか、あるいは親御さん、保護者の方の市民税の額が非課税ですとか、幾ら以上幾らまでというふうな区分に応じて異なっておりますけれども、その見込みがなかなか正確に、税制改正とかも絡むところもございますので、うまくできずに、思ったよりは助成額の高いほうの方が多かった。この2つ。

あと、所得制限の撤廃があったと。これらの要素が組み合わさって増額のお願いをしているところでございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（中村芳隆議員） ほかに質疑はないようですので、議案第72号 平成26年度那須塩原市一般会計補正予算（第7号）案件に対する質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了いたします。

議案第73号～議案第78号の

質疑

議長（中村芳隆議員） 次に、日程第5、議案第73号から議案第78号までの特別会計補正予算案件6件を議題といたします。

以上に対し質疑を許します。

〔発言する人なし〕

議長（中村芳隆議員） 質疑がないようですので、議案第73号から議案第78号までの6件に対する質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了いたします。

議案第79号の質疑

議長（中村芳隆議員） 次に、日程第6、議案第79号 平成26年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第2号）案件を議題といたします。

質疑を許します。

〔発言する人なし〕

議長（中村芳隆議員） 質疑がないようですので、議案第79号に対する質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕
議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。
よって、質疑を終了いたします。

議案第88号～議案第93号の

質疑

議長（中村芳隆議員） 続いて、日程第7、議案第88号から議案第93号までのその他の案件6件を議題といたします。

以上に対し質疑を許します。

20番、山本はるひ議員。

20番（山本はるひ議員） それでは、議案第91号 公の施設の指定管理者の指定について、議案資料の53ページから58ページのところでお聞きいたします。

公の施設の指定管理者について、ここに今回出てきている7施設は、今まで3年間の指定期間で、7施設のうち全て3年間で公募せずに今までは決めていたんですけども、長寿センターとグリーングリーン、それから板室の自然留学センターについて5年間にして公募をかけた、その理由。

それから、グリーングリーンは1社の公募であったのに、そこに決めたという、その決定の理由について伺いたいと思います。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸） 公募、非公募から、特定の事業者から公募をかけたということですが、1つには、施設振興公社につきましても、今回も黒磯文化会館ということで特定の事業者ということで候補者とさせていただいておりますけれども、この施設振興公社につきましても、文化会館に特化して業務を行っていききたいという

ようなことが一つございます。そういった状況を踏まえまして、指定管理者の場合に公募が原則ということでございますので、公募に変えたということでございます。

それと、1社だったということですが、けれども、板室健康のゆグリーングリーン、あと留学センターですか、応募団体は1社でございました。担当者の選考、点数制という形でやりますけれども、その選考の結果、基準には達していたということで、合格点だったということで、これを受けとめたというところでございます。

議長（中村芳隆議員） 20番山本はるひ議員に申し上げます。総務企画常任委員会に所属しております議員でありますので、所管している項目についての質疑は極力遠慮するということで、議運で申し合わせ事項で決定をされておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

〔発言する人あり〕

議長（中村芳隆議員） 指名しておりませんので、発言は許されません。

ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（中村芳隆議員） ほかに質疑がないようですので、議案第88号から議案第93号までのその他の案件6件に対する質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了いたします。

議報第4号の報告

議長（中村芳隆議員） 次に、日程第8、議報第4号 予算常任委員会委員選任の報告についてを

議題といたします。

常任委員会委員の選任については、那須塩原市議会委員会条例第7条第1項及び先例事例集の規定により、予算常任委員会は全議員で構成するものとし、議長が指名するとなっておりますので、全議員を指名いたします。

議報第5号の報告

議長（中村芳隆議員）次に、日程第9、議報第5号 予算常任委員会委員長及び副委員長の報告についてを議題といたします。

常任委員長及び副委員長については、那須塩原市議会委員会条例第8条第2項及び先例事例集の規定により、予算常任委員会の委員長に総務企画常任委員長平山啓子議員を、副委員長に福祉教育常任委員長鈴木紀議員、産業環境常任委員長若松東征議員、建設水道常任委員長真壁俊郎議員を指名いたします。

議案の各常任委員会付託につい

て

議長（中村芳隆議員）次に、日程第10、議案の各常任委員会付託についてを議題といたします。

ただいま上程中の各議案については、審査のため、各常任委員会に付託いたします。

議案第72号から議案第84号まで、及び議案第86号から議案第93号までの21件については、お手元に配付の議案付託表のとおり、所管の委員会に付託したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員）異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり各常任委員会に付託いたします。

関係常任委員会は、委員会日程に基づき審査を行い、本会議最終日、各委員長は登壇の上、審査結果の報告を願います。

請願・陳情の関係委員会付託に

ついて

議長（中村芳隆議員）次に、日程第11、請願・陳情等の関係委員会付託についてを議題といたします。

陳情第8号については、既に議決された陳情と同一趣旨のものでありますので、議決不要といたします。

次に、陳情第9号については、産業環境常任委員会に付託したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員）異議なしと認めます。

よって、請願・陳情等文書表のとおり産業環境常任委員会に付託いたします。

産業環境常任委員会は、委員会日程に基づき審査を行い、本会議最終日、委員長は登壇の上、審査の結果の報告を願います。

散会の宣告

議長（中村芳隆議員）以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 2時45分